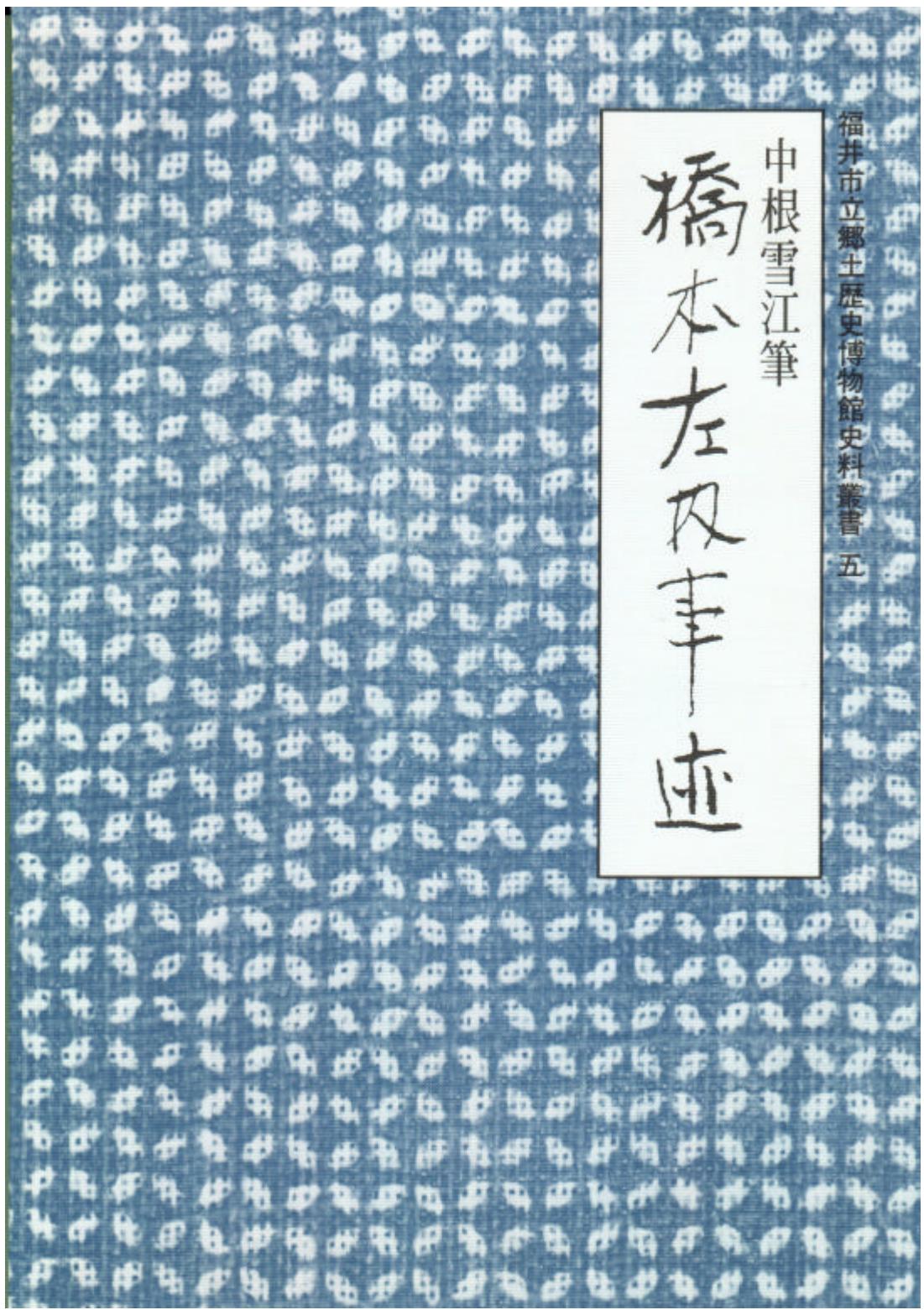


中根雪江筆

橋本左内幸連



中根雪江筆

橋本左内幸彌

昭和六二年三月二十五日

福井市立郷土歴史博物館編

禁本にまづ御ふ宿りてタ失せりとまればナリ五の事
六の事をすむむれりしと其世の文才の世に憐れ因爲
至る所もしとす事より居ふ也。世間儀の事とせむ
リ能れど、あ然も魚の水にうきよせりて無二者よもじ
しこ石作をのれ全まよれとくふき衆うら左金
の内腹、里の邊を、あ然も魚の水にうきよせりて、皇國の為
いたると邊の邊を内に歸へたま處の事と詰
ニあましに畏てかくして勅勅使すにて在後宮御座。
の神せんを考がなきやも、あ然も其事に備よ御
されば、主、御文十附先すきて、御園み入りて、龍
の舎の隣に御らんとせり。あ然も舟に舟泊めま
全まよじ、運慶に通すと、異なりよ、主が何事

那へてよのすゝ
羅のそ漢人せ殺されにとづくが。ま
しは子恨しあれ情うど。娘も羊毛りと。傷いと哀
して血涙をまくに。殺害と嘆いてのこ在り。燒
きりおれと直の神せ草ひたすけのままで。ふ
考の禍し崩す直のうさぎに。まつりてほんと
ゆうくちもて雪と氷と満てし様ぞ。せの人に思
ひあつておもむく。かねりだをも。在寺に仰
りて。詳と推量する所と。おののこすゆめじて。致
辞書を以て。新招工能てせよ。傳て。とて。自ら
ス。ふと。おと。の。まの。天。那。め。河。姫。おと。う。セ。と。を
寝と。おと。ふと。よ。おと。そ。全。生。ま。早。め。あり。と。おと
おと。おと。おと。おと。おと。おと。おと。おと。おと。おと。おと。おと。

卷之

於トヨの黙止門ノ一念踏魔也。今乍レ世の
事事ハシテ少無事ニキム。此ノ事行有カル所也。

正月

橋本左近草述

橋本左近、名紀、字伯鵠。世運、業、生而穎敏、喜讀書。若人
駕幹、猶、白哲、羸弱、殆、是婦人。如、而、志氣、慷慨、沉毅。
莫、早、失、膀胱、人、施、十五、六歲、斬、盆、大志、懷、學、勤
手、卷、釋、忘、冬、止、老、成人、三、異、其、術、之、是、耽、研、為、人、之、學、業、自、ラ、昇、示、ノ、ス、シ、家、居、其、時、
好、テ、篠、中、有、志、長、ニ、師、事、キ、良、生、フ、貞、ニ、京、攝、ニ、辟、ニ、僕、伴、
諸、名、家、出、入、學、術、大、進、年、十、八、父、友、ク、整、ト、医、員、ニ、列、ス、
君、公、其、異、才、將、テ、刀、王、終、事、ツ、及、惜、シ、医、醫、院、シ、範、衛

様ニ歸入ニシテ、游学セシム。左内威舊意ヲ銘シ、車ヲ經セ
星ニ志シ、シテ當年海外ノ諸國比、幕府、迫リ和竹貿易カリ。安永
レテ時ハ、兵威シテ、朝廷又不擇ノ儀アリニシ。幕ニ付、令主ハ、
於是幕府、窘逼殆ド極リ天下发、トニテ志士腕ヲ扼リ、萬フヤル。伏
津ス。左改就任、奮而幕府、衰弱ヲ扶植シ、帝室ヲ翼奉。伏
國、歸テ國体ヲ盡サ、皇威ヲ海外ニ更張セテ、欲し廣ラ天下ノ直承
俊、文化丁辰、吾公、癸丑以来、徳川公ノ多病シテ、將軍、職甚ハ三
加之半外、私勢和スハ、戦フカラサヒ。御見し令嗣、木テ幕府、事
變、固シテ朝旨シキニ、威信以テ、外國ツ無接セ、ソ恩慮レ、舊友
青柳不ト、シテ、歸セ得ク、之ヲ、宝室、神、堂ヲアルニ、一陰公大ニ

且質ナリ。因テ之ヲ聞考、勸奨セラル、或而或、紙表、薦度ト更
付附シ、任キソ同シテ、其敷面十シ、及テ、聞考其儀ア嘉ニテ、拒ム
シト、是正又因循シテ般テ、是サス延ロアガ改丁シ、友ニ至リ。公は、矢
親レ存下、是況シ親參セラル、外國愈迫リ、將軍家益多病朝
御亦大々急シ。公憂戚、嘵々大、而病ヲ比シ、比シ、聞も、未合。父
日暮有志、諸有司、諮詢ス而テ、亦、聞。危疾幼弱ト區別
親ノ故、以テ養老メヒ。帝御アリト、公苦悶、甚ヘス、急、太風シヒ
、召テ其津フセラ、太内六日、今幕政局モ、皆失措ナ、レトシ、元中
外國ノ事、於テ、陛下朝達ソ教誨、化、去量、專ラ幕威、決已
平シ、庶ヤ、祖宗尊王、典刑、修リ、不臣ノ大義ヲ、克シ、之ヲ以テ朝

之ノ詔
御
使
テ
天
下
志
士
ノ
憤
懲
ノ
陰
伏
セ
リ
此
弊
政
ニ
正
直
及
ス
シ
ハ
ア
テ
而
ソ
又
正
カ
ト
嗣
君
ニ
ア
フ
ス
シ
他
公
イ
曾
テ
萬
ス
ル
私
財
主
事
ヨ
リ
キ
リ
ホ
ナ
リ
放
テ
シ
カ
タ
喝
ニ
御
通
エ
敷
セ
シ
ア
ラ
ム
レ
ル
則
テ
宮
中
閣
内
事
リ
ク
宣
シ
仁
ス
ヘ
シ
幕
府
諸
有
可
リ
者
萬
石
草
莽
首
志
輩
ヲ
併
サ
テ
ド
候
チ
レ
テ
信
通
役
房
ヘ
レ
ト
尔
未
算
羽
畫
リ
寢
食
ニ
廣
社
之
從
事
レ
シ
幕
近
ニ
存
下
有
志
大
祖
レ
テ
朝
近
ニ
幕
存
下
幕
近
ニ
扶
シ
猶
々
推
古
十
九
主
ニ
就
中
幕
存
司
農
川
治
左
門
村
老
狡
唯
实
シ
輕
信
カ
ス
更
弱
シ
傳
章
ニ
内
國
ノ
兵
謀
人
皆
放
憚
レ
ニ
犯
ス
キ
ト
一
十
、
内
設
入
一
回
川
地
命
ヲ
折
ニ
出
休
取
、
純
、
君
公
柳
堂
、
并
、
聞
老
留
處
野
接
ト
リ
諸
次
城
今
期
川
地
令
、
信
ニ
奏
上
不
荷

尚弱氣昨之未ノト候、況久遠滿、計加精到た一、肯綮、中リ、體力半身已

ニキテ割セラル、カト、是ア、僕年未専、客無故、未シ如此可畏、人、遂ニト、手撫

ニ驚歎セリト、之ヲ公、告テ其良き、得ルラ、艶羨、セラントゾ、たメノ精神医

激設ト得テ信、定セラル、テ既ニ、既ナリ、老大ノ、諸貴家ト、互ニ之ヲ過スル、先生

ノ、テ、重セラル、斯此秋、幕右墨國公使、肇、固、甚（る）和、好、財、

草、木、布、望、先、ツ、林、杏、三、頭、ソ、レ、大、象、國、事、情、ヲ、送、入、シ、幸、ニ

小、聲、多、欲、急、如、其、事、事、一、月、城、開、上、吉、ニ、ノ、所、許、ア、乞、ニ、ト、ノ、ル、事、ア、リ、於、是、公、大、内、余、フ、ア、ク、ヘ

守、外、劇、事、於、キ、ハ、ニ、ハ、ノ、幕、宿、ア、以、テ、耶、誠、ヲ、空、ニ、出、次、又、奉、末、ア、

奉、定、セ、ニ、知、リ、ハ、ガ、テ、大、事、兩、十、カ、ラ、急、ナ、ト、坐、退、ノ、秋、ニ、ス、レ、軍、ヒ、ノ、上、常、レ、朝

幕、營、原、ノ、府、往、レ、度、削、將、備、リ、達、ア、ヘ、ト、聲、ノ、時、カ、ツ、テ、朝、近、化、ニ、而

五

三

著者ニ愛テノ事無事少傳ナアリケサノトヨニハモカサニテ内訳ニシテ
「吾故ノ事也」
「吾故ノ事也」
「吾故ノ事也」

○古今天皇御明上天道比年有ノ國事ノ銀鑑。空ニ矣ヲ恵ニセニヒニ人不知
ノ事

内侍平忠常在御前請病年一上山殿事件、於ニキテノルニシテ、某類ヲ魯一暮布

ノ威權ヲ再陸シ諸侯ト協議シ夫殺ア懲伏ニ至我共ニ神列シ平ヲ乞フ

養生、安寧ヲ保テ、神皇ニ奉セ。智業ヲ墜サナレフ以テ廢帝ニシテ、東方

博陝東人陳景上之父東平侯，有板門遠音，於子善久，前倒坐，其方上

セテレニ 今上大父ハヨニ五郎伴、或家、坂口レ身侍ヲ朝近、遣水野レシニ

萬古、今ハ皇國大幸ト輸人ヲ貿易ヨリテ方正セントス古ハ公文ノ種類今

皇吏ノ奉公ナリ、豈ニ承久ノ震轟ソ猶マニシテ四ラ季ニスヘレ。萬一其事アリ、
則何ソ甚シヤト。臺院アリトソ、九重ノ空堂ニ在ツテ。セ間ノ氣体ソ通院シ玉フ。評
明少ク、御傳果院セストキ。一十ヶ音達院宮佐親王。壯齡三十餘年。南都ニ在テ。
往來ノ目アリ。美交慷慨不世出。公卿ノ以テ至等ノ想入。惟性ニ冬シテ聖謹ヲ
習其贊シ浅薄矣。一時既御ニテ、世ニテ大陪房。ヒハ、三季内侍。近御中平。
恰爾圓熟。萬物見之。一毫モ微上後下。而第ノ人す。史官指也。麻門
ノ馬ニ今上所御時ヨリ。備僕ニテ。御用教カリ。蓮宮ト牛望上ヲ輔テ。
皇威ニ従ニテ。故ニ其走沙大裏。天下ノ政弊此ニ至ツテ。大庭五十カル。ハカニテ、
紛々將軍多而虜為シテ。行夫ノ往。堪ハ不聞志亦夫人。非入社因器。時、
落し室室。其既ニテ。美主ヲミ。ニ家主。大ニ清貧ノ業。男ノ者ケテ。蓋有改耕依

レ、定水の回復後、將軍藩美ノ事ニ、上房の友文一段、不相用津等、
ト合セテ齊熊ノ大圓ヲ失ナントニテ、唯達實ト國ノ物ナルニモ、度々戰
フ主トセサレバ、因循契フ脱、カタキアリ、多モア後、保リニ取ラズ、果遂シ長
スカクナル。其端ヲ異ニスト、實ニ齊ノ馬貢花化ニラ時、能ヲ極フノ大義、
任ニ、帝室之柱石也。且勝氣ノニ、重テ、漢秦中山、今不法太守万里也。故本
流て、集威、流、國体ヲ存メスル、ニ、篠ツ丸ソテ、一叶、五十ノ傳、旁西以北、人
庶皆、東西観望ニ、東破、少オアツ、往來、策策、荷擔ス、九全固有天下、盡聞大業。
教督フ事ニ、詩ノ義リ、才財ヲかう、公正厚仰ノ者三、皆下見、作十、今上、前
此人子在、特リ、異ノ、唐可太白也。二十餘年、執板吟詩、通曉萬物真諦、
令上、其餘、上仰、仰重、仁、即休穎他、異ナシ、自ラ、其ノ深眼、智、征我石。

出ナリ押ナ可借食利ノ府アサ、乞入为主賄アセテ、關東ニ河精セラル、
今般好圖ノ奉、上ニ於テ御達同東ノ性情シテ、因体ノ事シテ、皇國ニ居エリヲ特
年有リ。故車國車ヨリ使人ノニモ先ツニ花屋敷、於テ移多用人、志後ノ事
小松四ノ正副主ナラル、太田役ハ、
前事トハ無ルニ思フ、於テハ本ヨク大伴ニ遣、使人ヲ侍テ其内情ヲ通セ
シム依之、寒東ノ事情ヲ得ル、舊存ヨリ先テリナシ、又主家、武多、文也不見
整理所、限也、事存ノ本元、支道ナリ、下支、至々、其從怒把ナセシト、
委半、行子走矣エノ底スレハ、一、參考意ト管不ト管セテ、朝清此、垂停ニテ決セ、關
白以一方當トテ故、左太閤、座制セテ、數々、陽止スル能ハ、今上大、近聲
アリテ、宣召下、勅誥アリテ、太田侍表ヲ降ケテ、至リカト、収奏、滿席、ヨリ、
事暫止ム、延議行、トモテ、ヨリ時、在宅モ且、使、率來、猶近、急ナル者、不
ナレ、東伏大、其後復、其ニ東方城、津ヲア、重源、トモテ、ヨリ時、
西風、其ノ勢、行ナテ、動靜、

便へ至り漸くこゝに全般人心が各方三泉爲満度十度より其度
ノソテ度開示者三名ノお手ヲ下すレ心算運都スト是度不得ニシテ開東、急遽
テ其體ヲ傳而之テハ計リ也大、諸口清走ノ情送ソ致上事便即付某行脚ナ
ト日リテ大、聲聞ノ屋シテ二月四日、至ソテ東越アリ。ヨリ後傳西奏、候國、旅
證ニシテニツ用カレ。内に船大、候國東シテ海少佐ノ事ニ有ラニ事アレ甚矣
五、原傳、御下ノ御近侍ナシ、夷太國、同東、斯故ノ西洋、帝遣ナリ。自和下又命地
ヲ持セムト、御アリ。及皆多々赴下、追フテ其心術リ印クニ優柔、御誤筆ト、往々
似ス其目不アリ。重申ニ深考テソテ御持ト、忠正ヘヤ一矢ニシテ、至アリ公ニ御開東。
阿老ヌト、冒レニ、急、本、飯ヲ、憤怒、傳ヘヌ。其内、傳表ヲ持ナリ。走八トノ時ニシテ、
佐久、蘇州ノ事ハ全然ノ事ノ不达ナリ。体之近役更下故ナリ。空ニ、寢死ナリ。

壬未漏朝雨社下西便奏^ア行^レテ行物^トレ又日禮兵^シリ聞白^ル下車被^ス
天^ナ使^シ候^ス國東^ヘ委任セ^トノ計画^ヲ、テ、先ソ正當^ノ據^リ得^ラニガム^リ、^レノ^ハ下
内^ミニ^トレ^テ及^シ奏^ス矣^タ。遂^シ吉^メ冬月^ノ行^ハ南^シ七日[、]至^ツア^レ雨^ト立^ク、^レ相^助
曾^シ尋^テ三^ツ京^ノ難^ハ、及^シシ^ルノ^ハ、^テ及^シ奏^{幸^ニ}、庚未^ノ便^シ、^タ金^ノ斧^ヲ奉^セ入^キ、^タ辛未^ノア^リテ、^テ而^今ノ^ハ一^位、勅問^シ之^ヲ有^フ事^ニ、^レ
天^ノ門^ヲ、^タ不^審ナ^シト^テ、近^シ御^室、^シ通^シ、^シ達^シ、^シ冬^月、^シ其^ノ傳^奏、^シ其^ノ三^ツを^シ
者[、]冥^ノ日^ノ申^ニ、^シ其^ノハ^スト^テ傳^問セラ[、]レ^カ、^シ奏^大ニ^連起^レ、^シ其^ノ事^ニ相^對セ^リ、^シ
チ^ニ十^リト^テ眞^跡急^狀、^シ其^ノ冥^ノ日^ノ西^蒲水^ヲ、^シ其^ノ日^ノ東^ヘ、^シ其^ノ
人^ノ以^シ詔^書、^シ其^ノ日^ノ仕^ハ相^成ルヘ^シ既^マ、^シ其^ノ家^ノ、^シ既^マ、^シ其^ノ事^ノ、^シ其^ノ人^ノ
聞^シ、^シ其^ノ聖^ニ九^日、^シ其^ノテ^モ奏^聞、^シ五^化、^シ天^石、^シ其^ノ夜^モ相^談セ^カ、^シ其^ノ間^ア

港ノ外ノ開港ヲ禁シ西國ノ銀石便ソ連ヘト定セテ額各ニタルヘキナリ至ワツト前件ヲ
以テ既而半支那東洋ノ信使御上於國東ノ有田郡等ノ本邦報進事起
ル文作アレ改ニ公以下以外不取元上太國五丈腹アリテ如此相配ニ於テハ
太國五丈アリ一案東ヘ可一里下也又ニ別向取ニ医奏則ヲ伍タリ事キ改
例トナレト主此ニシレ西日本ノ太宰府ナリテ此日久遠既ニ延不休ニリミ至ソハ十
人ノ坐上玉署トシテ滿ラシムテ既モ之ノ信文ヲ必スヘ陰ヒカヘ執事ソ於國之故
事ノ行冬ノ承下モ田舎ニ傳ヘテ其方を改正アヘニ温言アリテ浦ノ熊野セラシテ
畢竟先ニ國東ナリ奉テシルノ加若ハ國内れ城成ト津川ア此即若ニシル迄後行
三國東ノ所委任ト可御風ガシ寄ニ國東ノ所道セラシ事ナリシカ大主又國東ノ
國は二天王論ノ事ノ獨り在故猶更所在國也及ミタリ太國ノ東洋以五丈

おこしやうづ出立シノラセタモ國自從不^レ信主トニ^レ下達^ス。ミサシタリ不^ドル。余
敗也アリテ^レ沙代ノ太田・土、シナセ百二十日ニ至ラテ其成ラ史セニシ。是ヨリ朝貢
之政事^ヲ次第相定セリ。四月丙寅參拜那木村松井^ヲ。事始^ハ詔誥^ヲ起^ス。後
可^リ言^フ。兩^ノ君相以私^ノ故間伐行^ス。伐有三丈五、三
丈六、三丈七方^ハ下田至行^ス。不^レ足^ス。及上庭庄宮形^ハ六甲山神宮^ノ守^ニ奉^ス。
皆^ハ御^ス御^ス也。而^ハ有二の御^ス御^ス也。命士高師^ハ大^ニ也。即^ハアリテ^フ土^ト主^ヒ
主^セアレタリ。同^メ事^ヲ本^ツ要^セ此^ハ修^ム。取^リ内^ト先^テ正^ム宮室^ヲ。松井
吉^ヨ謹^シ特^レ候^シ。但^シ前^テ御^ス御^ス也。工^ハ未^シ。特^レ奉^シ。奉^ス之^ヲ。并^シ渴^ム。渴^ム
附^ス。之^ヲ哈^キ。公^共ニ^レ主^ハ格^ス。英^爽ヲ^想シテ、將^シ慶^モ作^ハ設^カ也[。]
坐^ス室^ノ床^上、附^リヤド^モ向^セアル。勿^ニ左門^ノ公^共之^ヲ、苦心^シ。且^シ猪^ノ、矣[。]

俾近セニ、季ニテシ相ノテ其人ノ得ノリト御籍セラレ。我等ノ重ニテ足宦隣邑者
一ノ事漢セナレ事ヲ同記。カラ馳サレ。大財本銀積無近ヒテ諸卿名と都下有志
者、モ既相付考ス推數。逐ニ出来ニタリ。同日及モ政、程、協議了シ。之ニ勅
三月、ノ王リ太國は異日^ノニテレ因^ト不決^ス。是大財一年一施^シ。資^シ
仕遣^シ。三國大主^シ。生田城^ノニ^シ而^シ。所^シ有志^者十^シ人^也。者^ハ少^シ。其^ノ事^ニ未^シ、
ノル^シ。即^シ手^引を^シ。後^シテ^シ逐^ニ社^下。胸^中持^シ。并^シ。努力^セ。二夫^ニ。策^リ。
予^シ近^ニ。大^ニ。謀^セ。大^ニ。仕^シ。其^ノ事^ニ幕^将。軍^家。以^シ威^サ。而^シ。至^シ。方^ニ
廢^シ。庚^ノ又^シ。大^ニ。王^シ。降^キ。而^シ。希^シ。新^セ。而^シ。先^ア。而^シ。事^ニ。連^シ。而^シ。
其^ノ事^ニ。厥^シ。モ^シ。此^ニ。而^シ。施^立。而^シ。既^シ。而^シ。既^シ。而^シ。其^ノ事^ニ。而^シ。
長^シ。主^シ。而^シ。者^シ。ニ。紅^シ。度^シ。越^ト。而^シ。國^自。及^シ。入^シ。於^シ。諸^州。中^ニ。モ^レ正^シ。也[。]四十^九。

アラスセハ國志諾有リテ防ガヨミニ水付モニテ整制レシ夫一時移フヨシシテ
出テ吉公モニニ前後スト無事、造ニテ民傳セシメル故リ此に年ナシマニ極ニ
サヒ、萬石牧ヲト密レシ前ナカニ重慶ノ安、無事、英刀ヲ忌メ紀美ノ羽ノ有者御使タシ
故ニ休帝事勅使、其人体ヲヨシテ降命アシニシ廣モニスレキ天意降リ、白帝、固一冬半
一姪アリ、依ニ太祖ガ尊ニ、至ニ建炎シ夫健人生、年長ハ三件ツヒテ降ヒリアハ死、
更スレ、恐シテアリガニス其ニニモ、既不存久ヨリ孫ニシテ、幼弱、南征、廢情脚好ニテ上
ト御基ノ方ヘ平ヒニラル八十八、九、大病、アリテ御聞悉内、易脚、アリテ瘧アルヘキナリ、
此ニ至リ、南征、迄愈甚ニシテ、年長ニテ、降クヘ式微終止、モ成ルヘキ内
故不外若、間、基ニヘ必死ヲ征メテハ方々、嚴端凶倒、所向夫体高、内指破セシアリ、
ニサヘ、体奏、ソ國志諾、ホテ、莫、智、叶、ナ、ア、テ、可、無、事、モ

シナハ、相國ノ御清ニ致シ不思リテリス。北支開東、テニ曾ニアシテ御事ル者ル以テ、開東へ傳達
後意ヲレニヤニサニ。急達スヘ、余アリニ共、吉監臺、飯麻郎等、持シテ、取
來セリ是寺在内ガ於京地朝霧大寺ニ為猶モノ丁ニ問施忠勤、既略ト。

因ニ七日、第ニ原圖ヨリ後急仰、折圓台及ハ、足ノノキノキ、テラ不中
カレシテ太圓台至合不共一決セラレタルソ又傳奏場圖ヘ行ヒ、解太圓台不奉奉
リガ御詔付、文書ニ御意ヲ著ナテ、ナシニ陞メテレタリ時、此ノ事日程テ
草率ソ迎サレ太圓台モ既舊候也空教唯席情欲ノニリシト。

大樹石門廿子・乃方ケサカヘ

多志移多様之時、參考印鑑定、御守在政務門使附、
相成候不門主事、御室主、旦々々々、章ニ度可ナ入

案内放不、同公文、年月日

右の件は年長ノ下傳奏ヲ上ニ傳ヘテレニ端開、既ニナ治後、其事也トシテ

其公事大、至多也。内々女日、其事等セテ高人、一筆ノ外ノ有無、所失

切放

○左内豊明殿直真成、公に左と関東へ候微臣サレ、情板シ微役シセム。又以降之
主誠ノ場月日、監犯帶前、中、因死セレ。折共、至天、全輩社卒、及フヘナリ。是
其友人、贈に事翰送、於連官御席上疏、遺稿アリ、被レ極端アリ。

有志、告手入

二、比表後、実、素秋ノ「一喜」ハ心更上傑出、人物無之譯多口ヨリ出ル故、度更
動浮謬矣。於皆ノ心ヲ不即、而固隠、殊ニ當時、勢東西、方々、坐旋有之、直指
往行、三、行先々、指工、無事行四、詔、付、一言、ニ可經破、私モ數十回、指、付、生別、テ諸
公卿、公退、論、異、家、私、共、今、欲、著、大、天、運、偏、仇、心、ヨリ、孫、レ、甲、唱、書、生、福、ヲ、猶、ク、平
不、辨、又、是、大、國、未、所、嘗、至、十、日、世、ニ、奉、之、此、近、之、鎮、伏、政、君、人、氏、以、度、一、次、之、案、出、其、

「ヨリ高松ノ謀定事、有ニ又確。其處ノ力大、陸奥、喜生有ニ、關東吉備
風信、不足ト甲、志摩ニ相之、實ニ利豫。聚奉固皆死故寧不乃其方仪ハ居ニ
於、頃息至、聞ク、遇、某人不知他ニ義、同於致真公卿、ハ其駿至有ニ、更文
シテ、傍ニ水ヲ入是ニ因シ、刀、上關東、及美、行猶未既、並残者ヨリ稽
詣、漫述此懲報、款々不究め殊ニ厚蒙、丁ニ平保平挺、本政基以道、光記事
疾、百懸心此立、難ニ可也、公卿三郎、未、聚有ニ、謹厚矣、莫助経、今リ格利ニ
付シ、石才半ズ元布ニ、忘接候、幸尺不一、而坐モ甚才、實ニ治セ女長、深澤完國
一人主ナ、萬一は損レルテ、徒ニ内悔、餘接候事、而既ニ前成ヤト、痛心は、久佛寺叶候
有ニ、併テ相傳、トミ不思、見、吉良、西江、万勿取、先カ桂葉ニアリ、及正源、唐
西、モ、後見、攝使、トニテ、勤命、生、將軍家ニ上治、委、主上、將軍ト、即、謀有ニ
且、後見攝使、ウガミト、去有志、上源、有ト既往、加三、实、天下、自、少、更化路、等元
首、ニ、ヨリ、海方、平、備等、悉々相成在、些方、相成り、之、侵全、度、ニ、主國、即、延至、七年間
平、ニ、津川、威、不、失、三、耀、子、半、匠、ニ、延、ニ、可、相、立、ト、五、今、不、海、相、舉、ホ、ケ、度、リ、無、相、方、行
ム、又、不、數、千、ニ、支、穿、若、不、生、レ、外、門、ト、私、ト、ニ、不、相、成、關、東、於、ア、耳、原、席、安、漢、宣、故
御、例、ト、ミ、ナ、ト、重、以、重、室、御、ト、ア、甲、ト、エ、不、得、其、人、申、ニ、正、不、正、半、世、シ、班、シ、班、取
仕、里、下、相、以、互、天、下、人、不、固、知、所、向、休、可、滿、持、ト、心、南、休、太、古、海、フ、通、リ、二、侍、介、介
司、本、國、近、ニ、直、ニ、成、ト、考、リ、不、行、誓、你、子、此、遇、乞、生、年、有、ニ、ハ、長、國、極、合

此、彼ノ「天下」忍辱爲之、信義、不、行、敵、于、軍、事、而、此、事、也、不、可、無、失、也、

生兵將心記可仕。卿世祖之出御兵奉帝。高麗回疆。山建白朮。全西屏風。三
皇圖思。故無之也。ト上下。以臣毛方。而三內。舊取少恢。供此。每。後。川。入。金
病。而。亦。方。忠。之。同。布。之。地。一。之。方。備。滿。力。十。之。同。楚。可。使。不。事。心。齊。局。不。書。ハ
萬。人。事。都。無。於。以。陰。才。假。多。一。往。參。

于。青。連。宮。即。席。ト。書。板。ル。上。疏。

古今。干。灾。不。安。易。以。事。而。既。還。日。未。即。施。下。ニ。チ。主。人。在。山。東。下。ニ。度。見。
之。至。上。化。為。皇。圖。原。以。施。使。之。奉。仰。陽。風。而。飯。以。長。降。而。以。身。之。往。並。徵。使。而。
窮。長。三。ノ。因。善。之。而。附。之。而。極。之。以。使。又。公。吉。收。于。下。達。聞。而。詳。之。而。不。故。世。今。即。冒。牛。
中。康。之。分。之。平。之。入。之。甚。而。而。不。之。停。史。近。書。而。奉。所。之。而。不。近。未。近。承。之。而。不。無。
孤。抑。事。而。而。八十。年。三。土。竟。之。而。同。ノ。少。隔。他。ミ。ハ。正。朴。ノ。年。一。相。承。ノ。保。承。存。ク。此。使。ニ。テ。
被。此。日。數。毛。連。門。仕。ノ。者。忍。内。亂。可。生。大。忌。相。成。名。ハ。所。國。取。ノ。行。確。寢。大。休。テ。動。レ。有。
天。有。所。生。天。三。ノ。至。同。東。ノ。事。更。保。而。聞。达。ノ。者。寒。リ。五。ヨ。リ。内。年。二。ノ。相。承。缺。
二。章。恩。弄。ノ。主。上。ノ。仰。被。明。士。廉。ノ。相。承。孫。毛。逸。ニ。失。ニ。失。在。ノ。少。之。氏。庭。ノ。八。五。子。
門。政。余。景。志。外。川。之。方。二。内。ノ。以。呼。出。相。成。東。方。ノ。見。込。ト。少。ノ。恩。下。而。寄。合。七。相。成。
清。直。前。此。壞。陵。外。樣。祖。内。少。史。追。從。游。廷。設。二。拘。厥。立。テ。太。加。對。而。私。斷。然。
内。津。初。之。相。成。ハ。天。下。人。心。寧。相。定。可。申。清。大。ノ。根。重。七。相。成。于。天。下。清。重。可。
仕。不。平。高。川。大。ノ。父。自。無。所。處。之。社。序。至。大。日。和。步。公。序。ノ。非。陽。經。之。使。毛。之。少。ノ。少。ノ。
レ。申。間。不。有。存。上。之。上。又。之。二。六。歲。乃。定。是。不。力。著。テ。被。七。座。服。注。退。美。人。八。千。
今。刀。ハ。甲。用。布。ノ。序。定。見。一。私。ノ。道。日。ノ。所。向。ニ。テ。二。下。平。主。ノ。法。以。改。基。在。二。我。ノ。於。
朝。追。堅。斯。居。不。生。休。休。于。和。就。信。私。君。夢。唯。ノ。別。將。與。之。七。不。好。一。利。制。制。人。多。其。多。

テ御生身を力ちかく算に詰め合ひ、身合ひ御使大内近手傳伊勢へト仰フ大將
事ひ在相國中叶は忠非常ト幸存ノ再政。又朝リ後參り御子の天子に使ひ
ニ主人が、主テ王室ノ事ハ別に在仕在らへ。今日、事役、至れハ源氏、源氏右ノ不
思レテ却テ内に言上使ハ、平三吉賣忠政也。平氏ト大内は幸存者也。所
謂源氏、内に謂之源氏ノ令既毛ニ而リ可申ガ。心痛化ハ源氏北朝ノ御祖陰也。存
之事ニ附坐ルテ、彼輩北朝主南宮画ア中里仕様人、シテ秋山トア。皇室御
基モテ御草。主上宿性也。水内枝庭、カミ人、伏侍在人。主最日ヲ西人也。此
ハ専尺刀奉布上トア。

○石門城開乞ニヨ四月三日京ニ度シ門十日はノニ般に公以テ大内執事トニ重付

等主佐幕ノ事ア幹迄セム。大内寵為行事而日、詔ヘ其威、ヲ親夫不若也。
天德川氏、亦大内貴也。南九西城入ツニ、表長居トナセラ。於是上吉、^{天德}十一年
八月一ノ日、城ノ主レ此時、方ツテ夷情殊更ニ切迫シテ、幕府勅使レハ
朝旨ニ辛夷アル事ア、アシトスレバ、即レ幕府ノ具引テ、從例シテ、赦許ノ陽也。アシ
即而ス是ヨリ起キ幕府京地、事況、困難ニシテ、主帝請圖考、做力アシニ極也。

スカラセラナ商量シニ月ノ延岡ノ飯東、先テアサ伊豫御前ヲ奉テ大志トヘ、及後周
貢桂木門剛ハサキシテ城其高徳川氏ニ奉テ、正ニ其友人不足無術禪タニ等ニテ兼所
計画正出人別解外傳
シ尚ニ伴用ハサキシテ大、幕存、延成ヲ宣アレテ、官室ヲ壁制シ在テ、
ニ奉君ト横心ノ身程ヲ固ニ逐ニ綱方盡、墨朱ヲ盡、首トシテ水石充尽ニシ、
而諸侯ヲ正司し、吾公亦其幸禍之程ル矣、七月二十日、此事希空ノ内姓ニ朝族ア
アカサアリテ、吾公歿達、重テ、朝空シテ、御内ト、年頃色子シ干時、太田次郎中根某、
、清フ半夜間、カガヤニ立ニ若輩元衆、アヤリ、皆人仰歎、若輩、及フ因ヨリ其立チ
待セサルナリ、秋リ、若、龍虎公ノ一身、止テ、若輩、唯一夫、シムナガ醒無トシ、
公、因ヲ詳ニ、悔世へ、見ル、忍ン、一師之アハ、荷ト、謂人、喜曰、か、吉子ノ言、如、上
特ソ生ルノ義アラシトニ、死マ失テ、史、延益トシテ、四全ノ荷ヲ、侍唐サシ、公全ク其色

峯に題畫或レニニ賜ひ化テテ風流蘇到人未是不^有ハノ用^アニ余夷にモラ
ムノ寛厚ア^{雪ヲ}鴻毛日櫻^{再び}ノ^ア思傷神^{ハシメ}秋賦^{ハシメ}殆泊^{ハシメ}アルニミエリナ^アサニ^ア夜金更内
舟舍^{ハシメ}飲^{ハシメ}加更布^{ハシメ}事人^{ハシメ}及^{ハシメ}事異^{ハシメ}大^{ハシメ}石^{ハシメ}七^{ハシメ}石^{ハシメ}先^{ハシメ}主^{ハシメ}故^{ハシメ}
高^{ハシメ}日^{ハシメ}後^{ハシメ}舊^{ハシメ}書^{ハシメ}在^{ハシメ}外^{ハシメ}事^{ハシメ}全^{ハシメ}、插入^{ハシメ}金^{ハシメ}鑑^{ハシメ}述^{ハシメ}而^{ハシメ}未^{ハシメ}大^{ハシメ}内^{ハシメ}歸^{ハシメ}大^{ハシメ}海^{ハシメ}游^{ハシメ}テリナ^アモ^ア
シ^アノ^ア石^{ハシメ}イト共^{ハシメ}二^{ハシメ}道^{ハシメ}子^{ハシメ}ノ^ア金^{ハシメ}ア^モ被^{ハシメ}索^{ハシメ}シ文^{ハシメ}畫^{ハシメ}於^{ハシメ}挺^{ハシメ}木^{ハシメ}而^{ハシメ}長^{ハシメ}大^{ハシメ}皮^{ハシメ}對^{ハシメ}院^{ハシメ}スル^{ハシメ}事^{ハシメ}時^{ハシメ}
後^{ハシメ}也^{ハシメ}屬^{ハシメ}忙^{ハシメ}日^{ハシメ}明^{ハシメ}且^{ハシメ}日^{ハシメ}其^{ハシメ}事^{ハシメ}市^{ハシメ}不^{ハシメ}若^{ハシメ}因^{ハシメ}人^{ハシメ}生^{ハシメ}ヘ冬^{ハシメ}ス^{ハシメ}キ^{ハシメ}日^{ハシメ}今^{ハシメ}レ^{ハシメ}飯^{ハシメ}レ^{ハシメ}コ^{ハシメ}ニ^アリ^ア
太^{ハシメ}視^{ハシメ}衣^{ハシメ}施^{ハシメ}取^{ハシメ}ト^{ハシメ}共^{ハシメ}、至^{ハシメ}ル^{ハシメ}中^{ハシメ}庭^{ハシメ}於^{ハシメ}而^{ハシメ}暮^{ハシメ}ヘ太^{ハシメ}日^{ハシメ}原^{ハシメ}シ^{ハシメ}テ^{ハシメ}リ^{ハシメ}ヨ^{ハシメ}フ
金^{ハシメ}セテ^{ハシメ}ル^{ハシメ}不^{ハシメ}來^{ハシメ}及^{ハシメ}舊^{ハシメ}舍^{ハシメ}而^{ハシメ}居^{ハシメ}レ^{ハシメ}他^{ハシメ}人^{ハシメ}見^{ハシメ}ニ^ア後^{ハシメ}事^{ハシメ}臨^{ハシメ}惜^{ハシメ}風^{ハシメ}詔^{ハシメ}自^{ハシメ}ニ^ア嫌^{ハシメ}ミ^ア生^{ハシメ}未^{ハシメ}竹^{ハシメ}
剛^{ハシメ}也^{ハシメ}得^{ハシメ}シ^{ハシメ}ト^{ハシメ}妻^{ハシメ}、穿^{ハシメ}ト^{ハシメ}足^{ハシメ}、^アモ^ア室^{ハシメ}、^アモ^ア雪^{ハシメ}カ^{ハシメ}ト^{ハシメ}、^アモ^ア痛^{ハシメ}處^{ハシメ}モ^アリ^ア十^{ハシメ}月^{ハシメ}、^アモ^ア再^{ハシメ}度^{ハシメ}
市^{ハシメ}中^{ハシメ}庭^{ハシメ}ヘ^アモ^アア^モ日^{ハシメ}以^{ハシメ}裝^{ハシメ}金^{ハシメ}程^{ハシメ}久^{ハシメ}正^{ハシメ}共^{ハシメ}、^アモ^ア同^{ハシメ}手^{ハシメ}ア^モリ^アミ^ア未^{ハシメ}二^{ハシメ}・^ア洋^{ハシメ}生^{ハシメ}所^{ハシメ}、^アモ^ア

呼サレ更ニ改メテ武勦威ニ看度シ余セラル旨ナキ久ニヨリ在内不ニ西威甲
渡サレドリ三月四日七月二十日内所九間アリキ左内毎ニ舍ヒ取リニノ院免自若
一語ノ往過ト、スニテ故人其翰訊、何事タリレテ前者十レ後者仰ニシテ
聞傳セシ在土石リノ所處ヲ夫人聞ニ及ケ、仁厚ニ對答スル事屢累
サル、視候定ノ以シシテ、應スルノ事ナニ朝中ノ間所安室主人ハ、詔ホルナ
レト誣テ主ニ即ク施ハシタルノ語先テハ尤内情、吉主ヲ因上復セラル、
愚喜ニル、アリト是瓦者ニ主王伏幕忠義、大第、國傳スル事件、主ソナリ、吾公
及志ヲ推シ延ニシテ、寛ニ許テ毫モ原リタルト依ニ歎息、曾ニ火付其化薄
ムノ同、考ル事皆一二ノ私事、出テ曾テ主人ノ御ナシナカルノ保シテ罪ニシテ、
惣ニテナリ特ノ左段ニ在スル其主人ソニト共ニ罪ニ論シタル。似タリ忠ト六ヶラ

ストナーリー若手ノ不知大和ノ不善ノニシテ免シヨリ。第ニ次テ罪ヲ承ル。ヤカス。

志保アリ。若君ソシテ不義、隔ル。忍マシム。亦テ以テ郭子ニシテ定トス。
今後不外ト再ニシテ。

志保アリ。宣祖國丁夙ル方松ト之ニ十月二日於江達方伏罪ノ真狀取ニ。揚ノ屋入シラレ。

金浦

店子

大王之座端坐御通御行セリ。時坐サヘ車前神ト由ツ申渡サレ直次ニ在下。場へ馳ニ落レ。

金浦

店子

志保アリ。秋草ニシテ被收ニ。復再び秋草來テ訓ニ。不以吉之屬フ。并木ノ音レニ。客

志保アリ。不以吉之屬フ。并木ノ音レニ。客

店子

志保アリ。不以吉之屬フ。并木ノ音レニ。客

志保アリ。不以吉之屬フ。并木ノ音レニ。客

志保アリ。不以吉之屬フ。并木ノ音レニ。客

店子

志保アリ。不以吉之屬フ。并木ノ音レニ。客

志保アリ。

志保アリ。

三

大正元年三月別冊、別二三月書面、横一寸六分タリ。高坂桂井、日本一美文。

先達而失之而布全之亡兄方得事祖。先年上田仕人其弟松井得
一妻也。子粗直ノミテ厚生不故今及得又厚穿塞佐和事伊太郎美達鬼
石原甚平トト者事仕主大利次接歟。一方今ト相成ルテリ文体云不都合
長此等ノ年三有且忌信之傳ヒテ素ニシナセ我相田ニシナ三事ヲ実錄印梓於
序辟而起友實記之云下生人故脚本作不正異傳承其伏上也

(表紙題簽)

「夢物語」

中根雪江著並筆
橋本左内伝

(見返貼紙)

「著者名ヲ石原期幸トセシ理由、卷末ニ記シアリ、
昭和十四年四月 中根家ヨリ寄贈」

(扉)

「橋本左内伝」

橋本紀主か禍に罹りて身失せにしは、主の廿あまり五の歳にて、^(二)最若き程なりしかと、其学文の才の世に傑れ、思慮の至深かりしハさる事にて、君に忠に世を悒懐の心、はたいと切なりければ、我君も魚の水あることくおもほして、無二者に頼もしミ召仕はせ給ひ、余ハ主の親としもいふへき齡ながら、官途の同胞と思ひ憑ミ、我君の忠に真き誠もちて、皇國の為に左右と議らひ給ふ御心竭しを繼き広めてんと、諸共に赤き心に隈をおかすて勉励仕へ奉らひて在けるに、禍津日^(セシ)の神の心は為方なき物にて、我君も其荒備^(アラビ)に触れさせ給ひ、主ハ殊更に御先に立て、深渕に分入りて、龍の領の珠し取らんとせしからにや、嚴き科^(トカ)に当られたれば、余もはた連坐得遁るましと畏居たるに、意外に何事なくて、主のミ重く罰^(キタメ)られて、漢人の殺身成仁といへるか如くなれりしハ、あな慨しあな憤^(イキトウ)ろしと髪も逆立、いとも惜くいとも哀しくて血涙と、まらす、朝異に嘆^(ナケ)かひてのミ在しか、嬉しきかも貴きかも、直^(ナホビ)日の神の幸ひますへき時の來りて、我君の禍も漸に直らひ給へるまに、主にか、りし浮雲も疏なく齋^(ハル)て、雪に氷に潔かりし操をしも、世の人皆も思ひおむかしミする事としなれりければ、主か在世^(アリシ)に作りものせし詩共搔集めたるに、我君の筆執らして題辞書せ給ひ、如斯板に鏽て世にほとこらすへくなも成にたるを^(二)、主の靈の天翔り如何に嬉しく本意ありとこそ看そなはすらめと、憂を共にせし余も、生る甲斐ありてかゝる盛拳^(サカナハカ)を見聞しか、哀に憤ろしかりし昔に引換

て、いとも愛メテたく歎はしさの黙止かたくて、心緒コロノオロを跋シリカキせしハ、今はしも世の事竟へて、頭も髭も雪のふる江に魚釣翁ナツラス中根師質④

橋本左内事迹

橋本左内、名紀①、字ハ伯綱、世医ヲ業トス、生而穎敏エキシ、喜テ讀書、為人軀幹稍ク五尺、白皙孱弱セイセイ、殆ト美婦人ノ如シ、而シテ志氣慷慨沉毅⑧、英果ニシテ、膽略人ニ絶ス、十五六歳ニシテ、嶄然トシテ大志ヲ懷キ、学ヲ勤テ手卷ヲ釋ス、應答進止老成人ニ異ナラス、竊ひそかニ姻党ノ擊劍家ニ就テ其術ヲ学ヒ、岳飛ノ為人ヲ景慕シ、自ラ景岳ト号ス、家居孝悌、好ンテ藩中有志ノ長上ニ師事ス、尔後笈ヲ負テ京攝ニ游ヒ、漢洋ノ諸名家ニ出入シ、學術大ニ進ム、年十八父ノ後ヲ襲テ医員ニ列ス、君公其異材ヲモウテ、刀圭ニ終ン事ヲ愛惜シ、医籍ヲ脱シテ、親衛隊ニ編入シ、江戸ニ游学セシム、左内感奮意ヲ銳クシテ、專ラ經世ノ学ニ志シタリ、當年海外ノ強國、比ニ幕府ニ迫リ、和約貿易ヲ要求シテ、嚇ヲドススニ兵威ヲ以テス、朝廷又斥攘ノ議アツテ、之ヲ幕府ニ令責ス、於是幕府ノ窘逼殆ト極リ、天下岌々トシテ、志士腕ヲ振り歎ヲ切ルノ秋ニ際ス、左内慨然奮励、幕府ノ衰頽ヲ扶植シ、帝室ヲ

翼戴シ、夷虜ニ接シテ国体ヲ墜サス、皇威ヲ海外ニ更張センコトヲ欲シ、広ク天下ノ豪俊ニ交ル、于時吾公^⑪、癸丑以来徳川公^⑬ノ多病ニシテ、將軍ノ職ニ堪ヘ玉ハス、加之宇内ノ形勢、和スヘク戦フヘカラサルヲ洞見シ、令嗣^⑭ヲ建テ幕府ノ基礎ヲ固クシ、朝旨ヲ奉シテ、威信以テ外国ヲ綏撫^⑮センコトヲ思慮シ、薩侯齊彬君ト心ヲ協セ謀ヲ一二シ、之ヲ宗室ノ内ニ索メラル^{中_{モジ}}、ニ、一橋公長シテ且ツ賢ナリ、因テ之ヲ閣老ニ勧奨セラル、或ハ面上、或ハ紙表、薩侯ト更^番ル朋ヲ経、年ヲ閱シテ幾数回ナルヲ知ラス、閣老其議ヲ嘉シテ、拒ムコトナシト雖トモ、又因循シテ敢テ果サス、延ヒテ安政丁巳^(四年)ノ夏ニ至リ、公江戸ニ參觀シ、府下ノ景況ヲ觀察セラル、ニ、外国愈迫リ、將軍家益多病、朝議亦太急ナリ、公惶愕憂戚大ニ前議ヲ張ツテ、比ニ閣老ニ建白シ、又幕府有志ノ諸有司ニ諮詢ス、而テ窃ニ聞ク、紀侯幼弱ト雖トモ近親ノ故ヲ以テ、養君タルヘキノ幕議アリト、公苦悶ノ懷ニ堪ヘス、急ニ左内ヲ江戸ニ召テ、其謀ヲ咨フ、左内云、日今幕政閣老ニ出テ、失措少シトセス、就中外國ノ事ニ於テハ、概^{タメ}朝廷ヲ敬遠ノ地ニ安置シ、専ラ幕議ニ決ゼン事ヲ庶幾ス、祖宗尊王ノ典型ニ悖^{モト}リ、君臣ノ大義ヲ棄^{ミダ}ル、之ヲ以テ朝廷ノ譴責ヲ来シ、併テ天下志士ノ憤懣ヲ釀成セリ、此ノ弊政ヲ矯メ、正道ニ反サスンハアラス、而シテ反正ノ力ハ、嗣君ニアラス^ハ能ハス、公ノ曾テ議スル処、惣テ臣カ素ヨリ希フ処ナリ、敢テ心力ヲ竭シテ、知遇ニ報セスンハアラス、然レハ則チ、當中

閣内ノ事ハ、公宜ク之ニ任スヘシ、幕府諸有司、及ヒ諸藩君臣、草莽ノ有志輩ヲ併セテ、臣担当シ
テ懲懲説諭スベシト、尔來鞠躬尽^(くわくきゆう)力、寢食ヲ廢シテ之ニ從事シ、遂ニ幕廷及ヒ府下ノ有志左袒シテ、
朝廷ヲ奉スルニ、幕府ヲ以テシ、幕府ヲ扶ルニ橋公^(はしむね)ヲ以テシ、^(はしむね)穀^(こ)ヲ推ス者十ノ八九ニ至ル、就中幕
府司農川路左衛門尉ハ、老狡確実ニシテ軽信セス、吏務ニ練達シテ内閣ノ參謀タリ、人皆敬憚シテ
犯ス者アルコトナシ、左内説入一回、川^(路)地節ヲ折テ屈伏ス、尔後君公柳營ニ於テ、閣老堀田侯^(ひ)ニ對
接ノコトアリ、語次二堀閣云、今朝川地余ニ語ラク、^(あた)貴^(き)臣^(じん)橋本左内尚弱齡、昨夜来ツテ僕ニ説ク、
其議論ノ剴切精到ナル、一々肯綮ニ中^(あた)リ、僕カ半身已ニ宰割セラル、カト覺フ、僕年來対客無数、
未タ如此可畏ノ人ニ逢スト、舌ヲ捲テ驚歎セリト、之ヲ公ニ告テ、其良臣ヲ得ルヲ艶羨セラレシト
ゾ、左内ノ精神透徹、説キ得テ信愛セラル、コト、概^(がい)ネ此類ナリ、老大ノ諸豪ト雖トモ、之ヲ遇ス
ルニ先生ヲ以テス、愛重セラル、亦如此、此秋幕府墨国公使ノ圧迫ニ堪ヘス、朝廷ニ告テ開港和約
ノ允準ヲ希望シ、先ツ林大学頭ヲシテ、京師ニ造^(いた)ラシメ、^(安政五年)外国ノ事情ヲ説入シ、尋テ戊午正月、堀
閻川路左衛門尉・岩瀬肥後守等ヲ率テ上京シテ、勅許ヲ乞ントスルノ事アリ、於是公左内ニ命スラ
ク、此行ヤ外国ノ事ニ於テハ、恐ラクハ幕權ヲ以テ、朝議ヲ圧スニ出ン歟、又養君ノコトヲ奏定セ
ンモ知ルヘカラス、大事両ナカラ急ナリ、坐視ノ秋ニアラス、汝宜シク上京シテ、朝幕ノ隙^(まなげ)ヲ弥

縫シ、建嗣ノ持論ヲ達スヘシト、然ルニ此時ニ当ツテ、朝廷中正論・幕論ノ一党アリ、葛藤滋蔓^⑬、手ヲ着ケ歩ヲ進ムルノ地ナキニ、左内挺然命ヲ奉^{シテ}ス、^{シテ}单身危機ヲ蹈ム、其膽略思フヘシ、而シテ京摺ノ間、学友多ク其或ハ知ラレンコトヲ恐レ、姓名ヲ変シテ桃井亮太郎ト称シ、又伊織ト改ム、正月廿七日発程、二月七日京着セリ、

○方今ノ京状、天皇聖明英邁、比年痛ク国歩ノ艱難ニ宸衷ヲ惱マセラレ、夜ハ人不知内侍所ニ御参拝、御祈祷ノ事アリ、此般ノ事件ニ於テモ、徳川氏ノ衰頽ヲ扶^{シケ}シ、幕府ノ威權ヲ興隆シ、諸侯ト協議シ、夷狄ヲ懾伏シ、和戦共ニ神州ノ汚辱ヲ受ケス、蒼生ノ安堵ヲ保護シ、神皇歴世ノ聖業ヲ墜サ^ルレテ、^(聰長)ヲ以テ、叡念トシ玉ヘリ、伝奏東坊城嘗テ関東ノ威ヲ畏レテ、^(請)関東奏聞ノ旨趣御違背ニ於テハ、承久ノ前例^(蹤)恐ルヘシ抒言上セラレシニ、今上大ニ笑ハセ玉ヒ、當時ハ武家ニ坂シタル威權ヲ、朝廷ニ復收^{シ玉ハ}セラレンノ^(叡旨)旨趣ニ出ツ、今ハ皇國ノ大事ナリ^ハ、人心ノ坂着ニヨツテ所置セントス、古ハ公武ノ確執、今ハ皇夷ノ争論ナリ、豈ニ承久ノ覆轍ヲ蹈ンヤ、汝必ス心ヲ安ンスヘシ、万一其事アルモ、朕何ソ畏レンヤトノ聖諭アリトゾ、九重ノ深邃ニ在ツテ、世間ノ情状ヲ通曉シ玉フコト、神明ノ如ク、群僚畏服セスト云コトナシ、青蓮院宮法親王、壯齡三十餘、嘗テ南都ニ在ツテ狂宮ノ目アリ、英爽慷慨、不世出ノ資ヲ以テ、至尊ニ咫尺シ^(せき)、帷幄ニ参シテ、聖謨ヲ翼賛シ、議論正大、一時ノ膽

望タリ、世之ヲ大塔宮ニ比ス、三條内府公溫雅寛平、怜俐円熟、勇邁ノ氣ニ乏シトモ、徹上徹下正論ノ人ナリ、先皇精忠ノ褒詞ヲ賜ヒ、今上御幼時ヨリノ傳保ニシテ、蓮宮ト心ヲ合セ、聖上ヲ輔ケ、皇威ヲ偃ンコトヲ欲ス、其建議ノ大要ハ、天下ノ形勢此ニ至ツテ大変革ナカルヘカラス、然ルニ將軍多病虛弱ニシテ、征夷ノ任ニ堪ヘス、閣老亦其人ニ非ス、此困難ノ時ニ際シ、宗室ニ撰ンテ英主ヲ立テ、三家・家門及ヒ諸侯ノ英賢ヲ擧ケテ、幕政ヲ輔佐シ、寛永ノ旧典ヲ復シ、將軍諸侯ヲ率ヒテ上洛シ、官武一致、君相同謀、籌策ヲ合セテ、膺懲(ようとう)ノ大典ヲ擧ケントスルニアリ、唯蓮宮ト議ノ協(あ)ハサルハ、宮ノ議ハ戦ヲ主トセサレハ、因循ノ弊ヲ脱シカタキニアリ、條公ノ説ハ、漫リニ戰ヲ説テ、徒ラニ暴論ヲ長スヘカラサルニアリ、其端ヲ異ニスト雖トモ、齊シク忠貞ヲ抱ヒテ、時艱ヲ拯(すく)フノ大義ニ任シ、宰室ノ柱石、朝野ノ具瞻(くせん)タリ、之ニ亞(つぎ)テ議奏、中山・久我・徳大寺・万里小路等ノ諸卿、皇威ヲ張リ、國体ヲ辱メサルノ正論ヲ執ツテ、一時ノ撰ナリ、伝奏両卿共ニ好人、廣橋ハ東西觀望ノミ、東坊城ハ小才アツテ、從来關東ニ荷擔ス、九條(尚忠)関白殿下、發明大度、敍旨ヲ奉シ正論ヲ執リ、財賄ヲ却ケ、其公正縉紳ノ有志皆其下風ヲ仰キ、今上ノ任用此人ニ在リ、晚節ノ全カラサルヲ憾ム、特リ異レム鷹司太閤殿下、三十餘年ノ執柄、怜俐通曉咸望具備シ、今上御幼齡ヨリ、師保(政通)ノ重ニ任シ、御依頼他ニ異ナリ、ヨツテ自ラ一世ヲ睥睨シ、智職我右ニ出ルナシト謂ヘ

リ、可惜貧利ノ病アツテ、先入為主、賂ヲ受テ関東ニ阿媚セラル、コト年有リ、故事^ノ関東ヨリ使人付テモ、朝廷ハ^ノ関東ノ怯懦ニシテ國体ヲ辱シメ、^ノ威ヲ屈スルヲ憤リ、挽曲ノ正議專ラナルニ^ノ太至ル、先ソ土佐屋敷ニ於テ、伝奏ノ用^ノ人ノ応接ヲ以テ首事トス、然ルニ^ノ鷹府ニ於テハ、家司ヲ大津ニ遣シ[▲]、使人ヲ待テ其内情ヲ通知セシム、依之^ノ関東ノ事情ヲ得ル、鷹府ヨリ先ナルハナシ、又主家ノ武家ニ交ル、所司代禁裡附ニ限ルモ、鷹府ノ家司ハ^ノ交通市尹ノ下吏ニ至ル、其縱恣概^メ此類ナリ、此般堀閣ノ奏上ニ付テモ、[▲]関東ノ議スル處、一々我カ意ト符スト称セラレ、朝議正論、此ニ撡滯シテ決セス、関白殿下力量ナキ故、老太閣ニ圧制セラレテ、覩慮ヲ暢達スルコト能ハス、今上大ニ逆鱗アツテ、閑白殿下ニ勅諭アツテ、太閣辭表ヲ捧ケラル、ニ至リシカト、議奏ノ論辨ニヨツテ、事暫ク止ム、廷議紛々トシテ日ヲ曠フシ、毫モ墨使ノ要求強迫ノ急ナルヲ省スルナシ、東使大ニ其怠漫ニ苦シミ、東坊城ト謀ツテ、重賄^{兩殿^ノ下各一万兩}行フテ、勅答ヲ促スニ至リ、漸クニシテ今一応人心折合方、三家始諸侯赤心ヲ被聞召度々ニヨリ、書取ヲ以テ奏聞可有之旨、勅答ヲ下サレ、東使ノ心算違却スト雖トモ、不得已之ヲ^ニ關東ニ急達シテ、一向ニ其報ヲ待ツ而已ナリ、既ニシテ秘計外泄、大ニ諸侯諸官ノ憤懣ヲ激シ、東使ノ拙策ノ行ハレサルニヨツテ大ニ声聞ヲ墜シタリ、三月四日ニ至ツテ東報アリ、同五日議伝兩奏、堀閣ノ旅館ニ至ツテ之ヲ聞カル、ニ、「人心折合ノ儀、^ノ關東ヘ兼テ為御任ノ義ニ有之、被及御請合候間、被安宸襟候様」トノ御返答ナリ、此事復ヒ廷議ニ及ハル、

ニ、頃日ニ至ツテハ鷹太閣関東荷担ノ悪評ハ常談トナリ、関白殿下又両説ヲ持セラル、ノ異聞アリ、
其婿久我、殿下ニ迫ツテ其心術ヲ叩クニ、優柔模糊ノ論談、兼日ノ強勢^{剛正}ニ似ス、久我其自反セラレ
ンコトヲ責望スルニ、深意アツテ如此トテ、実ニ其忠告ヲ容レラレス、久我大ニ恚^(いが)ソテ、公モ亦関
東ニ阿党スト罵ルニ至ル、家ニ叛ツテ此事ノ憤歎ニ堪ヘス、其明病ニ托シテ辞表ヲ捧ケタリ、是八
日ノ曉ニシテ、其結文ニ「報國ノ赤心、金石ヨリ堅ク存込」ノ句アリ、依之廷議其事故アルヲ察シ
テ、罷免ニ及ハスト雖トモ、尔来満朝、両殿下両伝奏ヲ付シテ奸物トシ、反目騒然タリ、関白殿下
ハ東報ヲ得テ、請ニ任セテ、惣テ関東へ委任セントノ計画ニテ、先ツ正論ノ障碍ヲ掃ハンカ為ニ、
同六日殿下ノ内意トシテ、両伝奏ヲ以テ蓮宮ノ参内ヲ^(五)抑留^{メラレ}シ、七日ニ至ツテ近衛左府公ヲモ^(三)阻メ^(四)、
尋テ二條公ニ及ハントスルニ、両伝奏條公ノ威嚴ヲ憚ツテ、内命ヲ奉セス、兎角セル間ニ條公此由
ヲ聞テ、八日夜ニ入ツテ卒然参内アリテ、即今公卿一統ニ勅問モ有之折柄^{ノ時ニ当ツテ}、三卿ノ参内ヲ止メラル
、ハ不審ナリトテ、近衛公ニモ通達セラレ、参内アリ、共ニ伝奏ニ迫ツテ、三公タラン者、関白ノ
内命ニハ從ハスト詰問セラレシカハ、伝奏大ニ迷惑シテ、近衛殿へ相達セシハ手違ヒナリト、遁辞
怠状セリ、此日関白公ハ正論家ヲ遠ケ置キ、関東ヘノ御^勅返事^報、「人心御請合ノ上ハ、為御任ニ相成
ルヘキ趣」ニ定メラレシカト、條公激論ノ騒動ニテ奏聞ナク、翌九日ニ至ツテ奏聞ニ及ハル処、左

府内府へモ相談^{協議}セシカト勅問アリ、兩人ヘハ未タ^シ相談^シ不及ト奏上ノ処、天下ノ大事三公ニ議セス
シテハ不相済トノ叡旨ヨリ、三公初諸卿へ参内ヲ被命処、近衛・三條ノ両公、昨日ノ不平ニヨツテ
奏スルハ如何ニ
不参ナリ、鷹右府・二條亞相^(齊敬)兩公ヲ、勅使トシテ被遣、漸ク参内アリ、此ヨリ條公大ニ辨論ヲ尽シ、
関東ニ英主ヲ立テ、幕府ノ威信ヲ明カニシ、外夷ノ侮リヲ禦クヘタ、且此段ノ件モ一概ニ関東ヘ御
委任ハ不可然旨ヲ建議セラレ、諸卿多クハ之ニ左袒シ、徹曉ニ及ンテ散朝ナリ、同十日蓮宮モ叡慮
ニヨリ参内アツテ、関東ヘ御返事^{勅報}ノ朝議專ラナリ、此比太閣公^(マニ)ノ家司小林筑前守・三国大学等、主
公ノ方向曖昧ヲ患ヒ、頻ニ太閤殿へ切諫シ、蓮宮亦諷諭ヲ加ヘラレ、遂ニ和戦共ニ叡慮奉戴アルヘ
キニ決心セラレタレハ、今ハ関白殿ト東坊城ノミ関東ノ方人ト見工タルニ、関白殿ニハ尚固ク前議
ヲ執ツテ、再度奏聞ノ御返事^{勅報}案ニモ、尚為御任ノ文言アリケレハ、満朝一統ニ不服^満ヲ抱キ廷議愈険難ニ
坂シ、崎函両港ノ外ハ開港ヲ禁シ、下田ハ彼ノ不便ヲ陳スルニ任セテ、鎖港タルヘキニ定リ、十一
日ニ至ツテ、前件ヲ以テ御返事^{勅報}ノ文書出来ノ処、結尾猶「此上於関東可有御勘考様、御頼被遊候事」
ト云ヘル文段アル故、三公以下以ノ外不服ナル上、太閤殿大ニ立腹アツテ、如此相成ルニ於テハ、
太閤ノ所存ハ別ニ関東へ可申遣ト怒ラル、ニ、関白殿ハ一段奏聞ヲ経タル事、変改ノ例アルコトナ
シト^{抗議}主張セラレ、両殿下ノ大争論トナツテ、此日ノ廷議遂ニ不決、十二日ニ至ツテ八十八人ノ堂上

連署シ、正論ヲ張ツテ御返答ノ結文ヲ可被差除旨ノ願書ヲ持テ、関白殿亭へ群参ス、殿下モ群卿ニ迫ラレ困窮ニ堪ヘス、熟考改正スヘキノ温言ヲ以テ、漸ク鎮撫セラレタリ、畢竟先ニ関東ヨリ奉ラル、処ノ御答ハ、関白殿坊城ト謀ラレ、如此御答アラハ廷議不得已関東へ御委任ト可相成由ヲ、密ニ関東へ内通セラレン事ナリシカ、其事又関東ヨリ漏泄シテ、正論家ノ耳ニ触レタル故、猶更斯在困難ニ及ヒタリ、太閣殿ハ東坊城ノ反覆ヲ怒ラレ、辞表ヲ出サシメラレタレトモ、関白殿ハ不及辞表トテ、内覽ナクシテ返サレタリ、太閣殿愈激怒アツテ、坊城ノ參内ヲ止メラレ、十七日ニ至ツテ其職ヲ免セラレタリ、是ヨリ朝議一変シ御返答勅報ノ次第相定マリ、同廿日堀閣参内、勅答有之処、結局「三家始諸侯衆議ノ上、可有言上ノ旨」、勅答相成処、堀閣猶伺之儀有之、廿六日ニ至リ、「永世安全、「不拘国体、後患無之方略、「下田條約ノ外、不被聞召」、其上難被及宸断儀ハ、神宮神慮御伺可相成旨」ノ御書附御渡有之、四月三日御暇參内ノ節、京師御警衛ノ事被仰出アツテ、同五日京地ヲ出立セラレタリ、以上前記スル處、事ノ左内へ関セサル多シト雖トモ、内外不可為ノ情状ヲ略述シテ、左内之ヲ為スヘキノ地トセシオ略苦心ハ在ル処ヲ示サントス、見ル人其冗ヲ厭フコト勿レ、京地ノ景況大要如此紛々擾々タル折柄、

左内上京シテ、先ツ蓮宮・條公ノ終始共ニ謀ルヘキノ特操アルヲ洞察シ、着京ノ後二日、土州侯⑬ノ添翰ヲ土侯ハ婚持參シテ、條公ニ拝謁シ、談論時事ニ及ヒタルニ、恰モヨシ公并ニ蓮宮ノ持論、英

賢ヲ撰ンテ將軍補佐ノ議タルニヨリ、宗室ノ内賢明アリヤト垂問セラル、仍之左内吾公多年ノ苦心、且ツ橋公ノ英明ヲ陳述セシニ、條公手ヲ拍ツテ、其人ヲ得タリト欣称セラレ、猶席ヲ重ネテ反覆講究、蓮宮ヘモ示談セラレ^{計議アツテ}、專ラ周旋ノ力ヲ竭^(つ)サレ、左内亦縱横辨説シテ、諸卿及ヒ都下ノ有志輩モ左祖シテ橋公推轂ノ徒、逐々ニ出来ニタリ、関白殿モ始ノ程ハ協議アツテ、已ニ叡聞ニモ達スヘキニ至リ、太閣殿異見ヲ立ラレ同心ナク、沮帶不決、於是左内一策ヲ施シ、鷹府ノ侍講三国大学ハ生國越前ニテ、頗ル有志ノ者ナレハ、此者ヲ紹介ニテ鷹府ノ執事小林筑前守ニ入説対説シ、東西ノ事情ヲ説明シテ遂ニ殿下ノ胸霧ヲ払ヒ、共ニ協力セラル、ニ決シ、即チ直ニ筑州ヲ遣テ、近衛左府公ニ談セラル、ニ、左府公ハ素ヨリ幕將軍家ノ外戚ナレハ、御台ノ方且ツ薩侯ヨリモ、橋公養君ノ降勅ヲ希願セラル、ノ先入アレハ、事速ニ調理シテ遂ニ聖聽ニ達シ、叡慮モ已ニ確定アラセラレシ処、爰ニ一ノ障礙出テ來リシハ、彦根大老ヨリ内臣長野主膳ナル者ヲシテ、紀侯ヲ建ルノ議ヲ関白殿へ入説アリ、諸卿中ニモ亦其党ナキニアラス、此ハ閣老諸有司モ、橋公ヲ立て水府老公⁽³⁶⁾ヲ压制シ、外夷ノ情願ヲ遂ケシメンノ策ニ出テ、吾公モ亦之ニ荷担スト、無稽ノ造言ヲ流伝セシメタル故ナリ、然レトモ、年少ハ方今ノ撰ニ当ラサルハ、識者疑ヲ容レサル所ナカラ、関東ノ宦官・宮妾ニハ、橋公ノ英明ヲ忌憚シ、紀侯ノ幼弱ヲ希フ者頗^亦多シ、故ニ^{勅諭ニ}降勅ニ當ツテ其人体ヲ斥シテ、降命アラン

コトヲ庶幾スレトモ、カクテハ天意餘リニ白地ニ過クヘキノ嫌アリ、依之左内カ曾^其テ條公へ建言セシ、英傑・人望・年長ノ三件ヲ以テ降旨アラル、紀ニ変スルノ恐レアルヘカラス、猶上ニモ左府公ヨリ、橋公ナラスシテハ、幼弱ノ南紀叡情御好ミ不被遊ト、御台ノ方ヘ申シ入ラルヘキニ内決議アリシニアツテ、堀閣参内ノ節、御沙汰アルヘキナリシニ、此比ニ至リ南紀ノ説愈盛ンニシテ、年長ノ二字ヲ除クヘシ、或ハ御沙汰止ニモ成ルヘキ内景故、左内惱悶^苦ニ堪エス、必死ヲ極メテ八方^ヲ激論説倒シ、所向其妄議ヲ摧破セシカハ、三月廿二日伝奏堀閣ノ旅館ニ於テ、「此節務多端ノ時節、養君ヲ定ラレ可然」ノ、勅意ヲ伝ラレシカハ、堀閣ノ御請ニ難有畏リ奉リヌ、此義関東ニテモ曾^予評議^ス承リ居ル処ナリトテ、関東ヘ伝達ノ緩急ヲ伺ハレシニ、翌廿三日急達スヘキノ命アリテ、廿六日岩監察坂東ノ節捧持シテ、坂東セリ、是等左内カ於京地、朝幕及吾公ノ為、橋公ノコトニ周旋忠勤ノ概略ナリ、

因ニ云、後ニ聞ク、堀閣ヨリ緩急伺ノ折、関白殿ハ養君ノコト急クヘキコトニアラスト申サレシヲ、太閣殿至急可然ト決セラレタルトソ、又伝奏堀閣ヘ行向ノ比ハ、太閣殿不參ナリシカハ、関白殿ニテ御沙汰ノ文書モ、叡慮ヲ矯メテ⁽¹⁵⁾、左ノ如クニ改メラレタリ、時過テ日ヲ経テ草案ヲ廻サレ、太閣殿モ吃驚、愕然ヲ極メラレシカト、時過キ機後レタレハ、空敷噬臍⁽¹⁶⁾ノ

憤歎ノミナリシトゾ、

付札ハ口上ニテ申述

(在ガ)

大樹公御世子被為□候哉、如何、

張紙

年長之人を以

急務多端之時節、養君御治定西丸御守護、政務御扶助二相成候者、御にきやかにて御宜

被思召候、今日幸之儀可申入閔白殿・太閣殿被命候事、

右御沙汰中、年長ノ事、伝奏口上ニテ伝ヘラレシニ、堀閣ノ願ニテ張紙ニセラレタルトゾ、
嗚呼吾公冲天ノ正義、左内貫日ノ苦忠功効、併セテ姦人ノ一簣ニ欠ク、痛歎痛哭、

○左内聖明ノ叡慮、真成ニ公卿及ヒ関東ヘ貫徹セサルヲ憤慨シ、微賤ヲ忘テ贊成拡充ノ至誠ヲ竭シ、
身ヲ致シテ盤根措節ノ中ニ周旋セシ、刻苦ノ至尽ハ、余輩拙筆ノ及フヘキニアラサレハ、其友人
二贈ル書翰二通記、并於蓮宮即席上疏ノ遺稿ヲ左ニ掲シテ、梗概ヲ後ノ有志ニ告示ス、

○堵、此地之情状モ千艱百艱、例ノ御方ニハ得拝晤肝膽吐露仕候、兎角万事書生輩ノ為ニ、種々公武嫌疑モ相生シ、却而皇國ノ御為筋ニモ不相成コト出来可申哉ト、深痛心罷在候、且処々ニ耳目口舌饒多、針モ棒ニナリ冥々モ照々ニ異ナラヌ勢、誠ニ所措手ニ困切申候、乍去兼而厚為天下蒼生御心配ノ條々ハ、隨宜处分仕置候、何分今後ハ國家寧靖人情鎮伏仕リ候テ、
上々様御惱慮不被為在シテ、事治候様ノ御代ニ相成候様、微臣ノ心願ニ候、縷々得御意度候

得共、秘中秘、漏泄ヲ恐レ指扣申候、吳々上為國家下為生民、精々心配可仕候間、此段御承領奉希候、吾藩ノ義モ旧猶ノ御建白振全西洋風ニテ、皇國思ノ状ハ無之云々ト、上下ニ沙汰モ有之哉ニ内啓取沙汰仕候、此義等御聞ニ入候共、慤ニ御勞思被下間布候、此地ノ一義ハ万緒微力ナリニ周旋可仕候、書ハ恐露漏、不書ハ患不尽、人事都如此、此際寸情万々諒察、二^(安政五年)₍₄₀₎月十五日、

○此表ノ儀ハ実ニ案外ノコト、一ハ喜一ハ恐、其上傑出ノ人材無之、謀多ク口ヨリ出候故、屢変動浮搖、實ニ税駕ノ処ヲ不知ト奉存候、殊ニ當時ノ勢東西双方ノ嫌疑有之、直情經行ニテハ行先尽ク指支、無拠紆回ニ路ヲ経、一言ニテ可説破処モ數十回ニ相成候位、別シテ諸公卿ニハ過論無之候得共、貧欲ノ諸大夫達偏執心ヨリ様々ノコト申唱、書生ノ焰ヲ煽候事不鮮、又從來関東御所置ニ行届無之廉モ、此迄ハ鎮伏致居候ヘトモ、此度ハ一頓ニ湧出、其辺ヨリ益此般ノ一議決兼候義モ有之、又堀闇ノ拙劣ノ為、大ニ輕蔑ノ意生有之、関東ノ言辭取信ニ不足ト申意味モ相立、實ニ荆棘艱辛⁽⁴¹⁾、固鴛鈞故、籌策不得其方儀トハ存候ヘトモ、扱々歎息ノ至ニ御座候、過日來人不知地ヘモ種々周旋致置候処、聊ツ、ハ其驗モ有之候ヘトモ、又シ

テハ傍ヨリ水ヲ入、是ニハ困リ申候、其上関東ノ列侯ノ奸猾家、内廷ノ無識ヨリ種々讒説流込、此辺雜駁モ不容易、殊ニ御家ノコトモ半信半疑ノ事故、甚以難為説姿、日々疾首懼心罷在候、殊ニ可恐ハ公卿モ御氣象有之、議・伝共関東御役人ヨリハ格別ニテ、中々口才筆才モ有之、應接位ニ事欠不申候ヘトモ、逆モ真才実学治世安民ノ深謀宏圖ハ一人モナシ、万一事損シ候テハ、徒ニ内輪ノ紛擾疑惑而已ニ可相成哉ト痛心仕候、乍併當時ノ模様、此僕ニテ相濟ヘクトモ不被思、吉凶善惡不可分形ニ候、先小拙案ニテハ、此後正論勝候ヘハ、西城ノコト後見輔佐ノコトマテ勅命ニ出、將軍家ニモ上洛ニ相成、主上ト將軍トノ御直談有之、且後見輔弼ノ御方々ト、此表有志ノ公卿方ト熟評相立、實ニ天下ノ風ひへん⁽⁴⁴⁾不變仕、殆慶元(45)ノ昔ニ返リ、海防軍備等充分可相成存候、此方ニ相成候ハ、仮令此度ハ墨国ヘ御返答少シ手間取候トモ、神州ノ威外夷迄耀候手段モ、逐々可相立ト存候、不正論相勝候ハ、今度ノコトハ無難ニ可行候ヘトモ、又不數年公武御不和相生シ、邦内之乱トモ可相成、関東ニ於テ其際ニ英發果敢ノ御所置有之候ヘハ、夷狄ノ害ハ可免候ヘトモ、恐クハ関東ノ例ノ奸吏充满、一二ノ齊人ハ衆楚ニ可難敵存候、左スレハ眞誠ニ治世安民ノ略アリテ、其位其任ニ被居候モ、今度ハ転禍為福ノ機闊トモ可申、東照宮ノ靈助トモ可申候ヘ共、不得其人中ハ正不正半分雜ニテ、

班駁⁽⁴⁷⁾ノ处置ト相成、益天下人心不固、不知所向様ニ可陥歟ト心痛仕候、右正論ヲ達候ニハ、何分鷹司太閣内覽宣旨候職ニ被居候テハ不被行勢、依テ此辺色々運籌候者モ有之候ヘトモ、固極人臣ノ位ニ被居、殊ニ七十ノ老翁ニテ、至尊ニモ鞠育ノ御勞、御見捨被遊兼候御模様、何分古今至難ノコトニ候、西丸ノコトモ既ニ内降可有之ニ定居候処、為此沮却仕候位、何分喜因悪革ノ御風儀故、非常ノコトハ被行兼候、朝廷ノ御制度ハ全然旧套ノミニテ、一トシテ旧簿ニナキコト可行勢無之、逆モ政權此ニ坂候ハ、天下ハ忽夷狄ノ為ニ侵漁可被致ト奉存候、朝廷ニモ何地マテモ、徳川家ノコトハ厚被思召、此ヲ変シ他ニ御眷顧ハ無之塩梅候得共、近来ノ夷情御分リ無之ト、関東ニテハ唯何モカモ夷ノ申様ニ被成候ヲ、御憤被成候御様子、透底上意ニ御無理ハ無之、誠ニ臣子ノ身ニ取、難有事共ニ御座候ヘトモ、日月ノ光モ雲霧ノ為ニハ被支候如ク、四外ニ及ヒ候ニ到リ候テハ、大ニ模様相換居候、此處甚殘念ニ奉存候、」何分畿内丈ケノ港ハ行々可難開奉存候、此ハ一統御好不被成塩梅、迂闊ノ二字ハ此地ノ持病、明確春日讚岐守⁽⁴⁸⁾ノ如人物ニテモ、稍其氣習ヲ帶居候、右ハ先ツ大方ノ見込ニ御座候、此表ニ定策サヘ立候ヘハ、直様引取可申、夫迄ハ滯留ノ積、乍去君上⁽⁴⁹⁾思召次第二候、所究小拙ノ手ニテハ致方ナシ、吾君御上洛ニテ御説倒可被遊勢ニ可相運候、其節ニ到リ公家ニ被説動候武

家ノミニテハ、実ニ天下ノ治乱安危、瞬忽ノ間ニ地ヲ転シ申候、嘸東照宮ニハ、此節御子孫様ノ御事ニテ、神慮可被為惱奉察上候、書不尽言、(安政五年)二月廿九日、此地ノ模様六ヶ布ハ候得共、無訛打払ト申論丈ハ防留、第一其根元ナル儒生輩尽ク説倒致シ申候、春日モ多分同意ニ落候ヘ共、此ハ通商ト申事嫌申候、至竟通商ヲ嫌ナラス、雜居ヲ嫌候也(五)、

(安政五年)
三月六日於青蓮宮即席ニテ書取タル上疏、

当今ノ事実ニ不容易御事柄、既ニ過日來御寵臣マテ、主人存込并乍恐モ賤臣見込ノ義言上仕候處、為皇國厚心配仕候條、御満悦ノ趣被仰降、誠以身ニ餘感激仕候、御寵臣ヨリ内密ノ義ハ御目見相顧候歟、又ハ書取ニテト被申聞候訛モ御座候故、唯今御留守中ニ付奉恐入候得トモ、御左右ノ侍史迄書取奉指上候、乍恐近來廷議遷延仕候義、無拠御事柄トハ申條、畢竟公・(十二)関ノ御隔絶ヨリハ正邪ノ争ト相成居候様奉存候、此併ニテ彼此日數モ遲引仕候者、忽内乱可生、左様相成候而ハ御国内ノ奸雄窺隙テ、動候者モ可有御坐、夫等ヨリ益関東ノ事悪様御聞込候ハ者、実ニ外患ヨリ内変共可相成歟ニ奉愚考候、主上ニハ御聰明、宮様ニハ御相談モ不絶被為在候御義ニ御座候ヘハ、兼テ御懇命蒙居候川路左工門内々御呼出ニ相成、東方ノ見込

ト御所ノ思召ト御打合セニ相成、矯枉為直、削此填彼候様極内御決定被遊、廷議ニ不拘叡慮ニテ右御斟酌ノ処、斷然御降勅トモ相成候ヘハ、天下ノ人心忽相定可申、諸大名ノ内通モ相止、却テ天下清肅可仕候、乍去川左ノ義、自然御疑モ被為在、先日罷出候砌様ノ御咄振ニテハ、彼モ赤心ハ打明シ申間布奉存上候、且又乍恐宮様ニ御定見不被為在候テハ、彼モ屈服仕退考候テ尽力ハ申間布候、御定見之処ハ過日ノ御論ニテハ、三百年來ノ徳川故、其厚義ハ於朝廷堅御忘不被遊、依テ和戰治乱共、賢明ノ副將無之シテハ不叶ヨシト奉伺候、愈其処ニテ御主張モ被為在候ハ、誠以難有仕合ニ奉存候、諸大名近年縉紳家ヘ手筋ヲ求、瞞弄致候様相聞申候、此似忠非真忠ト奉存候、其故ハ天朝ヲ崇奉可奉儀ハ、天下一統ノ義ニテ、主人抔ハ兼テ王室ノ義ハ格別ニ存罷在候ヘトモ、今日ノ事柄ニ至候テハ、眼前ノ幕府ヘ不尽忠シテ、却テ内々言上仕候ハ、畢竟壳忠獻侯ノ手段ト奉存候、此等浮薄ノ者ノ為ニ御動搖御坐候テハ、朝廷ノ御威光ニモ拘リ可申哉ト心痛仕候、此辺ハ南北朝ノ節、確證モ有之事ニ御坐候テ、彼朝北夕南重画ヲ中黒ニ仕様ノ人々ヲ御頼被成候ト、乍恐皇室傾危ノ基ニモ可相成、幸ニ主上始徳川家御扶援ノ御見込ニ被為在候ヘハ、益衆目ヲ醒候程、此処ヘ御尽力奉希上候云々、

○左内、堀閣ニ先タツ二日、四月三日京ヲ発シ、同十一日江戸ニ坂ル、公以テ左右ノ執事トシ、専ラ尊王佐幕ノ事ヲ斡旋セシム、左内^{びんべん}₍₅₎眼勉従事前日ニ超ヘ、其誠心ヲ竭^{けつ}_{くわい}⁽⁵⁴⁾矣スト雖トモ、天徳川氏ニ祚^{きいは}₍₅₎セス、五月廿五日南紀侯西城ニ入ツテ養君トナラセラル、於是嘗テ千辛万苦スル処、一掃拭フ如キニ至ル、然レトモ左内此時ニ方ツテ、夷情殊更ニ切迫ニシテ、幕府動モスレハ朝旨ニ乖戾^{かいれい}₍₅₅₎スルノ事アラントスルヲ恐レ、百敗不屈ノ誠赤ヲ奮發シ、幕府ノ有司ヲ説倒シテ、只管覩慮ヲ條暢^{じょうこう}₍₅₆₎セシコトヲ勉励ス、是ヨリ先キ、幕府京地ノ景況殆^{だい}₍₅₇₎ト困難ニシテ、尋常諸閣老ノ微力ヲ以テ、抵当スヘカラサルヲ商量^{じょうりょう}₍₅₈₎シ、三月堀閣ノ坂東ニ先タツテ、井伊掃部頭ヲ挙テ大老トス、此侯閑東柱^爪₍₅₉₎牙^牙ノ門閥ニシテ、誠意德川氏ニ專ラナルニ似タリト雖トモ、其為人不学無術、憚^のヲ喜ンテ暴斷ヲ計ル處正ニ出ス、刻薄残酷^{こくぱく}₍₆₀₎ノ尚ビ、任用ノ有司^し其人ニアラス、人ヲ任用シ、大ニ幕府ノ逆威ヲ逞フシテ、皇室ヲ压制シ、枉テ紀公ヲ立テ養君トシ、横恣^{わうじ}₍₆₁₎ノ威權ヲ固シ、遂ニ一網打尽ノ暴策ヲ画シ、首トシテ水府老公及ヒ正論ノ諸侯ヲ幽閉シ、吾公亦其奇禍ニ罹ル、実ニ七月五日ナリ、此朝^日幕府公ノ門姓及ヒ姻族ヲ召ス事アリテ、吾公嚴譴ニ遭フ^{ト喧伝シ}₍₆₂₎ヘアツテ、一邸^{きよ}懊^{きよ}々トシテ上下顔色ナシ、于時左内參謀中根某ニ謂フ、事既ニ聞クカ如キニ至ル、吾輩二人ノ罪ニアラサルヲ得ス、斧鉞ノ吾輩ニ及フ、固ヨリ甘受シテ辞セサル処ナリ、然ルヲ若シ譴責公ノ一身ニ止ラハ、吾輩唯一死アルノミ、争テ力覲然ト^{（ひか）}_{（とんぜん）}⁽⁶³⁾ト

シテ公ノ面ヲ拝シ、將ク世人ニ見ルニ忍ンヤ、卿之ヲ如何ト謂ヘル、某曰、我意亦子ノ言ノ如シ、
豈特リ生ルノ義アランヤト、二人死ヲ失フテ決然トシテ幕命ノ如何ヲ待居タルニ、公蚤ク其色ヲ
察シ、親書ヲ裁レテ之ヲ賜ヒ、死ヲ止メテ諷諭懇到ス、於是左内死スルコトヲ得ス、尔来心志ヲ
公ノ冤辱ヲ暢ル雪テニ竭シ、再造ノ恩ニ答事ントヲ欲シ、劣思傷神、形骸殆消削スルニ至レリ、十月廿
二日夜、余輩酒ヲ左内ノ曹舍ニ飲ム、初更知邸大道寺七右エ・執法高田孫左、市尹ノ吏數人ト共
ニ暴然トシテ左内ノ曹舍ニ攔入ス、余輩驚テ窃ニ逃ル、而シテ吏左内ヲ孫左ニ附シテ引キ去ラシ
メ、七右エト共ニ遍ネク曹舍ノ内ヲ搜索シ、文書類ヲ攫取シ、而後左内ニ對談スル霎時、又孫左
ニ嘱托シ、明日市尹石谷因州宅ヘ参スヘキ由ヲ令シテ飯帰レリ、翌廿三日、左内親族代瀧勘藏ト共
ニ因州ニ至ル、序上ニ於テ勘藏ヘ左内ヲ預ケラルノ旨ヲ命セラル、尔来左内曹舍ニ閉居シ、他人
ニ見エス、読書臨帖諷詠自ラ娛ミ、生來始テ閑地ヲ得タルヲ喜フト雖トモ、又吾公冤辱ノ未タ雪
カサルヲ痛患セリ、十一月八日、再度市尹序ヘ呼出サレ、因州監察松平久之丞ト共ニ詰問ノ事ア
リ、己未二月十三日評定所ヘ呼出サレ、更ニ改メテ瀧勘藏ニ看護ヲ命セラル旨、松平久之丞ヨリ
左内及ヒ勘藏ヘ申渡サレタリ、三月四日・七月三日、於同所糺問アリキ、左内毎ニ舍ニ飯ツテ談
笑自若、一語ノ序上ノコトニ及フナシ、故二人其ヨシベシヒタ鞠訊ノ何事タリシヲ知ル者ナシ、後窃ニ之ヲ序

上ニ在リシ断獄ノ吏人ニ聞クニ、左内ノ糺弾ニ対答スル事、連累ノ恐レナキモノハ、観縷（らる）⁶⁶実ヲ以列セシテ、（かく）テ慶スコトアルコトナシ、就中（ア）ツテ弾官ノ問フ所ノ、汝カ主人ハ知ラザルナルヘシト、誣テ主公ノ罪ヲ掩ハントスルノ語氣アレハ、左内暗ニ吾主ヲ回護セラル、好意ヲ感喜スルノ色アリト雖トモ、苟モ尊王佐幕、忠義ノ大節ニ関係スル事件ニ至ツテハ、昂然眉ヲ揚テ吾公ノ誠意ヲ推シ、誣ヲ斥ケ冤ヲ訴テ、毫モ面従屈下スルコトナシ、依之獄廷（あ）胥ヒ議ス、水府其他諸藩臣ノ問ニ答フル事、皆一己ノ私意ニ出テ、曾テ主人ノ知ラサル所ナルヲ陳シテ、罪ヲ己レニ引キ、孤忠憫ムヘキノ状アリ、特リ左内ニ在ツテハ、其主人ヲシテ己ト共ニ罪ニ陥ラシムルニ似タリ、忠ト云ヘカラスト云ヘリト告タリ、不知左内ノ不義ニシテ、苟モ免ンヨリハ義ニ伏テ罪ヲ護ルニ如カストセラル大節志操アルコトヲ、吾君ヲシテ不義ニ陥ル、ニ忍ヒサルノ忠赤ヲ以テ、却テ罪（翻テ君ヲ）ニ陥ル、ノ不忠トス、冤獄ノ因テ成ル所以ト云ヘシ、十月二日、於評定所伏罪ノ具状成ツテ、揚リ屋へ入レラレ、同七日揚屋ヨリ同処へ呼出サレ、序上ニ於テ刑斬首ニ当ル由ヲ申渡サレ、直地ニ序下ノ沙場ヘ踢落シ（け）、獄卒之ヲ縛取シ、伝馬街ノ獄ニ送テ刑ニ遭フ、左内吾公賜フ處ノ新衣ヲ着シ、從容端坐、刃ヲ受テ歿ス、時年二十六、実弟橋本某・門人堤某・溝口某等、骸ヲ乞フテ之ヲ千住骨ケ原ニ埋葬ス、衣帶中ニ贊アリ……

左内渺小ノ身ヲ以テ、報國ノ赤心、夷險一節終始渝ラス、凜々タルコト秋霜烈日ノ如シ、尽忠曾
テ慕フ処ノ岳公ニ愧サルハ固也、何ソ冤死ノ武穆ニ似タル、嗚呼哀哉乎、
(56)
(57)

余、今茲左内ト与ニ江戸在テ、交情昔日ニ倍ス故ヲ以テ、左内ノ事ニ於ル聞見頗ル熟ス、於
是滿腔其冤ヲ訴ント欲スレ共、目今大老ノ逆焰熾盛、道路以目ノ時ナルヲ以テ、血涙ヲ呑テ
籍口今日ニ至ル、然ルニ世間炎ニ趨リ勢ニ阿リ、左内等ヲ誹議スル者多キヲ聞ク、余痛憤ニ
堪ヘス、黙止ニ忍ヒス、其顛末ヲ略記シ紙上ニ無辜ヲ明ニシテ、筆下ニ逆賊ヲ誅シ、窃ニ同
志ニ示シテ、聊抑鬱ノ懷ヲ快シテ、之ヲ筐底ニ秘シ、明時ニ遇フテ墓碣ニ誌スノ参考ニ備ン
コトヲ庶幾スルノミ、

大谷ヘ文通(58)
此度彦也ヨリ別冊ニ副ヘ可差出書面ニ擬シ認試タリ、勿論取捨共ニ賢考ニ委ス、

先達而云々ノ御布令ニ付、亡兄左内事歴ノ義、先年モ上申仕候ヘトモ、其節ハ私共心得居候限
リニテ、粗鹵ノ至リニ御坐候故、今般猶又厚ク穿鑿仕候処、其砌左内莫逆ノ心友石原甚十郎ト
申者、書記仕置候事蹟別冊搔出申候、方今ト相成候テハ、文体モ不都合冗長無用ノ條モ有之、且忌

諱ニ触レ候廉モ不少哉ニ相見工候ヘ共、専ラ実録御採収ノ御時節、親友ノ実記ニモ御坐候故、聊修飾不仕、畏憚ヲ犯シ、其併上進候也、

過日清囁ノ景岳事跡、其節モ鳥渡御談申候通り、拙文ナリニ他人ノ記録体ニ認カケ候処、逐々不堪懷旧ノ情、難委棄心緒湧出、景岳之心膽詳細ニ書顯し度ト以ノ外長篇ニ相成ニ付、是ハ無用ト段々刪定、三度マテ草稿ヲ易ヘ約略致候処、ヤソト此位ニ成申候、是ニテモ猶冗長ト存候得共、最早老衰精神疲労、四稿トハ参り兼候ニ付、其併呈覽候間、御懇覽ノ上、繁冗ヲ省キ精々簡約ニ販候様、十分御筆削ニ相成候様所冀候、

○誰ゾ記者ナクテハト相考ヘ、名ヲ石原甚十郎ニ托シ申候、是ハ其節ノ詰合無類ノ心友ナリシ故、隨分可然積リニテ跋尾一段ノ蛇足モ添試候、是ハ景岳子モ愛軒子モ、九原ノ下ニテ完爾得意ハ必定、半井子傍ヨリコレハ妙ジヤト、アタマヲ撫廻シ候モ目ニ見ルカ如ク、老生又無程参会シテ、婆婆テヤツタ代筆ハドウジヤト何モ拍手大笑、恰モ虎溪ノニ笑ノ如クナラント、今ヨリ樂ミ居申候、○漢文ニテ簡潔ニ書取度候ヘ共、夫ハカナハス仕方ナシ、御向隣ノ革摺先生抔ヘ御相談ニテハ如何トモ存候、猥ニ他見ハ御用心可被下候、石原遺稿ニ被帰候上ナラハ、兎モ角モニ候、併シ石原

ノ手ニハ出来過キニ見ヘ可申」、コレハ大言□□＼＼、兎角老生モ實際目擊(掩日か)ノ情味尽兼候処ヨリ、所謂下手ノ長談義不堪慚愧候、乍併又思フニ、諸方ヨリ出候事歴ニモ有様成ハ珍シカラソ歟ナレハ、此節新聞流行ノ折柄故、世間ニ伝播致ス間布モノニモ無之、左候ハ、景岳子モ大ニ本意ナルヘシ、又當時朝幕不体裁ヲ極メ、一新セデハ適ハサル運ヒノ時勢ヲ想像スモ、亦之ニ過タルハナシ、條公ノ建議ハ実ニ敬服、條公ノ歿後、薩老此(敏智か)□□ヲ襲フテ維新ノ基業ヲ建ラレタリ、□ハ扱置何分御(得か)□御取捨、御序ニ村田先生(是か)□相□、來月五日六日比ニハ出福致度、尚其節ト閣筆候、時下不齊御自愛可被下候、

〔補注〕

- ①紀は、景岳の名「綱紀」の略。
- ②明治三年、景岳の詩文を集めて『葵園遺草』を刊行したことを言う。
- ③本書の序文のようにして巻頭に付されたこの一文は、実は『葵園遺草』刊行に際して、雪江が同書に寄せた跋文である。
- ④師質は雪江（号、一時通称）の名。
- ⑤世々。代々。
- ⑥白皙の誤記か。顔色の白いこと。
- ⑦弱々しいこと。
- ⑧沈毅。おちついて意志がしつかりしていること。
- ⑨一きわ目立つさま。
- ⑩窘迫。ゆき詰まつて苦しめられること。
- ⑪藩主松平春嶽（慶永）。
- ⑫嘉永六年（一八五三）。
- ⑬十三代将軍徳川家定。
- ⑭將軍繼嗣。世嗣。
- ⑮一橋慶喜。
- ⑯徳川慶福。のちの十四代将軍家茂。
- ⑰徳川家康。
- ⑲人をすすめ用いること。
- ⑳老中堀田正睦。
- ㉑外国奉行。名は忠震。
- ㉒不和。なかたがい。
- ㉓滋漫。はびこり、ひろがること。
- ㉔朝彦親王。中川宮・賀陽宮。
- ㉕甚だ近い意。
- ㉖内大臣三條実万。
- ㉗敵国をうちこらすこと。
- ㉘人々が仰ぎみること。

- ②⁹幼い君主を教導補佐する役目。
- ③⁰町奉行の唐名。
- ③¹左大臣近衛忠熙。ただひろ
- ③²右大臣鷹司輔熙。すけひろ 太閤政通の子。
- ③³山内豊信。容堂。
- ③⁴島津齊彬。
- ③⁵井伊直弼。
- ③⁶徳川齊昭。
- ③⁷まげる。いつわる。
- ③⁸ほぞをかむ。
- ③⁹いざれも京都で活動中の景岳が、その情況を江戸藩邸の中根雪江に報告した書状。
- ④⁰安政五年二月十五日付、中根雪江宛橋本景岳書状の抄録。
- ④¹車につけた馬を解き放つこと。人が因つて落着く所。
- ④²いばら。うばら。困難をいう。
- ④³疾首しじゅは頭痛、心配すること。憔心しょうじんは心を勞して、疲れ苦しむこと。
- ④⁴大きく変えること。
- ④⁵慶長・元和年中の頃。
- ④⁶才智が華やかにわき出ること。
- ④⁷色どりの雑るさま。雜色をいう。
- ④⁸將軍繼嗣のこと。
- ④⁹久我家の儒臣春日潛庵。
- ⑤⁰安政五年二月二十九日付、中根雪江宛橋本景岳書状の抄録。
- ⑤¹安政五年三月十四日付、橋本景岳の京情報告書中から抄録してある。この報告書は、景岳が福井の村田氏寿に送り、福井から江戸の中根雪江へ回送された。
- ⑤²太閤鷹司政通と関白九條尚忠。
- ⑤³勉め励むこと。
- ⑤⁴力を極め尽すこと。

⑤5食違い背くこと。

めた。

⑤6勢力や徳がひろがること。

⑤7協議相談すること。

⑤8横暴をほしいままにすること。

⑤9面目あつて人を見るさま。

⑥0心をいため苦しめること。痛心に同じ。

⑥1江戸留守居役。

⑥2しばらく。さつと。

⑥3問い合わせて調べる。

⑥4細かで詳しいこと。委曲。

⑥5裁判官。

⑥6ごく小さいこと。

⑥7南宋の忠臣岳飛。本書の冒頭に「岳飛ノ為人ヲ景

慕シ、自ラ景岳ト号ス」とある。

⑥8福井藩士大谷儀左衛門（維新後、遜^{ゆづる}と改名）か。

家禄百五十石、小姓頭取・御徒頭・軍事局掛り等を歴任、維新後は藩の軍政局幹事軍監兼などを勤めた。

⑦2石原甚十郎の号。

⑧9景岳の実弟橋本綱維（彦也^{げや}は通称）。はじめ航海術

を学んだが、兄の歿後医学修業に転じ、長崎でボーディンの教授を受け、慶應元年（一八六五）以降、藩医に列せられた。維新後は陸軍に属して大阪鎮台病院長などを勤めたが、明治十一年六月病歿した。

⑩心がよく合うこと。

⑪福井藩士。名は期幸。家禄は百五十石で、文政六年（一八二三）家督を相続、小姓頭取・目付・（勘定）奉行などを歴任し、文久三年（一八六三）十一

二月十日病歿した。日付在任中の嘉永四年（一八五二）、種痘御用掛けを命ぜられ、蘭医笠原白翁を助けて種痘普及に尽力したが、中根雪江はその際の活躍を「甚十郎勇邁強忍之力最多し」（『奉答紀事』）と評価している。

⑦3 匙医半井仲庵。名は保、元冲とも称し、南陽・晩香と号した。福井藩医中の重鎮で、早くより景岳のよき理解者・援助者であつた。明治四年十一月、六十歳で歿。

⑦4 福井藩士村田氏寿。藩校明道館幹事・目付等を歴任し、維新後は福井藩大参事・岐阜県権令等に任じ、明治三十二年五月、七十九歳で病歿した。景岳が抱懐する内治外交策を余すところなく論じたものとして著名な「日露同盟論の書翰」は、この氏寿に宛てられたものである。

〔解説〕

本書『橋本左内事迹』は、福井市春嶽公記念文庫に蔵する中根雪江自筆の橋本景岳略伝である（史料番号「春二の三の五五」）。

縦二十四cm、横十六cmの袋綴で、墨付十六丁からなり、茶渋塗の表紙が付されている。表紙題簽に「夢物語中根雪江著並筆 橋本左内伝」とあるが、この題簽付の表紙は昭和十四年以降の装幀で、後述のごとく、本書の正式の書名としては、ふさわしくない事情がある。

現在扉となつている第一丁表は、中根家に伝來した時代の本書の表紙で、中央に「橋本左内伝」と表題がある。しかし、これは雪江の筆蹟ではなく、その遺族が後に付記したものと思われる。

第二丁表から三丁表にかけて、一見本書の序文のような形で、雪江自筆の一文が付されている。しかし、その内容を検討してみると、明治三年、東京玉巖堂から出版された景岳の詩文集『藜園遺草』に、雪江が寄せた跋文とほぼ同文であるから、これは右跋文の草稿で、雪江の遺稿類中に含まれていたのを、遺族が本書と合綴して保存したものであろう。『藜園遺草』自体、

今日では稀覯の書となつてゐるし、この跋文には若くして斃れた景岳を哀惜する雪江の心情がよく表われているので、そのまま翻刻した。

第四丁表から十五丁裏までが、本書の本文で、冒頭に「橋本左内事迹」と内題がある。前述のように、表紙の「夢物語」、扉の「橋本左内伝」といった書名は、

後人の命名で、筆者雪江自身は、この書を「橋本左内事迹」と名付けていたことが明らかであるから、この翻刻にあたつても、表題としてこの内題を採用した。

以下に述べる通り、雪江はこの書の清書本を大谷某へ送り、その取扱いを一任している。今日、その清書本の所在は不明であるが、ここに活字化する福井市春嶽公記念文庫本は、従つて、雪江の手許に残された本書の草稿本である。草稿本とは言え、この春嶽公記念文庫本は、今日に伝存する本書唯一の雪江自筆本で、史料的に貴重な価値を有している。

十六丁表から裏にかけては、雪江が本書の清書本を

大谷某へ送付した際の添状を写しておいた部分である。前述のように、本書は長く石原期幸の執筆と信じられてきたが、中根家からこの草稿本が発見され、春嶽公記念文庫に寄贈されて、この添状の部分が解析されるに及んで、実は雪江の筆にかかるものであることが明らかになつた。

さて、本書が最初に公になつたのは、昭和六年十月のことである。当時、松平家（侯爵家）には、同家の家令で初代福井市長に就任した旧藩士鈴木準道が、明治三十五年十一月に書寫した「夢物語」なる橋本景岳略伝が藏されていた。現在この書は、松平家が福井県立図書館に委託している「松平文庫」に收められていて（分類番号 M五六の九）、本文の末尾には

安政己未臘月

愛軒石原期幸記

と、安政六年（一八五九）十二月、即ち同年十月七日景岳が斬に処せられた直後に、同僚であり友人であつ

た石原期幸が記述した旨の署名があり、さらに書写し
た鈴木準道によって、左のような奥書きが加えられている。

慶永公ノ寵臣石原期幸君ノ、親友ナル橋本景岳先
生ノ慶永公ヲ補佐シ、朝幕ノ中間ニ立、國家尽力
アリシヲ夢物語ト為シ、後世ニ伝フ。或人、此書
所持スルヲ借リテ記ス。読ム人誤字落字アラハ正
シタマヘ。

明治卅五年十一月

鈴木準道

つまり、この書を或人から借覧して書写した鈴木準
道は、これをかつて景岳の同僚であった石原期幸の述
作であると信じて右の奥書きを付したが、その際本書は
既に「夢物語」と名付けられていたのである。以来、
この鈴木準道書写本は、他の福井藩関係史料と共に、
松平家に収蔵されることとなつた。

やがて昭和六年に至り、橘曙覧の研究家として知ら
れた福井市立図書館の司書で、郷土先賢の顕彰につと
めんがため、窺かにものした手記で、叙述は簡

めていた島崎圭一氏が、右松平家所蔵の「夢物語」に注
目し、同年十月五日、福井市の品川書店から『若越叢書
第一号 梢本左内伝』として、活字化発行した。島崎氏
の筆になるその書の例言には、次のように見える。

一、本書は一名「橋本左内伝」といふが、その生涯
を叙述したものでは無くて、主として將軍建儲
問題に関し、京都に於て活躍した次第より、安
政の大獄に触れるに至つた顛末を約説したもの
である。

二、著者石原期幸は通称甚十郎、性來豪毅果斷の人
であつた。左内先生とともに江戸に在り、深交
のあつた間柄である。始福井藩主松平慶永公の
側向となり後日付役兼広敷用人を兼任し、公に
寵愛された。又種痘掛に選ばれて藩医学界のた
め奔走大いに努めたりもした。

三、本書は著者が最終に記す如く左内先生の冤を雪
るため、窺かにものした手記で、叙述は簡

略ではあるが、よく要点を把握し、筆端熱情あ

する、を認められる。安政己未（六年）の十二

昭和六年九月下旬

島崎圭一記

月の記録といへば、左内先生の刑死後僅に二箇
月余しか経て居らず、史料として最優等のもの
に属するわけである。但し本書に収まつてゐる
二月二十九日附の左内先生の書翰の如きは「橋
本左内全集」四五頁に「安政五年二月二十九日
在京先生より江戸藩邸への密告書（四通の内第

二）」として掲げられてゐる、中根雪江宛のも
の、一部であるが、何故か少しづゝ字句に相異
がある。

ところが、昭和十四年四月、「橋本左内事迹」と題
した中根雪江自筆の草稿、即ち今回活字化した本書の
底本が発見され、春嶽公記念文庫に寄贈された。折し
も景岳会では、春嶽公記念文庫の史料を中心に、「橋
本景岳全集」（昭和十八年六月刊）の編纂を進めてい
たが、早速その雪江自筆の草稿を調査し、その内容が
従来石原期幸の作と考えられていた『夢物語』と近似
していることに驚き、精細に検討の結果、『夢物語』
は実は雪江の著作であつたことを確認した。そこで景

（中 略）

一、校訂に就ては右の写本を重んじ、句読点・濁点
を施したる以外は殆原型通りとし、徒らに訂正
を加へぬことにした。初校は大瀬秀雄氏の手を
煩はした。末筆ながら松平侯爵家がこの貴重本
の閲覧を快諾されたことに対し深甚の謝意を表

岳会では、編纂中の『橋本景岳全集』上巻の巻末に、「中根雪江の『橋本左内伝』」と題した一項を設け、以上的事情を左のごとく注記して、そのごく一部を抄録した（全集上巻八四八頁）。

先生の刑死後間もなく安政己未臘月、先生の同僚であり親交のあつた石原甚十郎期幸がその伝を著はして夢物語と名づけた。是は昭和六年十月、若越叢書の第一編として印刷に附せられた。所がこの全集の印刷が進行しつゝあつた昭和十四年五月、中根家から半紙十六葉に細書した雪江自筆の先生伝が現はれた。その内容を調べて見ると多少字句の相違はあるが夢物語と同様である。不思議に思つて更に精査して見ると、この夢物語は石原の筆に成つたものでなく実は雪江がその筆者であることがその末尾の附記に依つて明かとなつた。即ち明治の世となつてから、其筋より先生の事績を徵せられた時、雪江はこの伝を草して、當時既

に物故してゐた石原が、先生の刑死を痛憤してその直後書いたやうに仮託したのである。これは当時尚ほ在世の関係者の忌諱を憚つた為であるらしい。

兎に角先生と俱に鳥の両翼の如く春嶽公の枢機に参し啓沃の任に當つた雪江の筆であつて見れば、更に一段の興趣を覚える。依てこゝに余白を利用して国事奔走時代のところぐを抄録した。

しかし、その扱いは大冊の巻尾に、小活字で控目なものであつたから、充分に周知されるまでには至らず、前記鈴木準道書写本が本書唯一の伝本であるかのように誤解され、近年に至つた。そのため、昭和四十三年三月、福井県立図書館から発行の『松平文庫目録』にも、前述の鈴木準道書写本を

橋本左内夢物語 石原期幸 安政六 半一冊
安政六 半一冊 M五六一九
と、石原期幸の著作として収録している。

本書伝來の経緯は以上の通りであるが、ここに活字化した中根雪江自筆の春嶽公記念文庫本には、既述のごとく、雪江が本書の清書本に添えた、冒頭に「大谷へ文通」と注記のある書状の写が付属している。雪江がこの書状を添えて本書の清書本を送致した大谷とは、維新後、遜^{ゆき}と改名した福井藩士大谷儀左衛門のことと推察される。『橋本景岳全集』の景岳書状中には、これとは別家で同藩士大谷半平の名が散見するが、半平は天保二年十月に家督を相続し、元治元年八月に老齢を理由に隠居していく（『剝札』）、後述のように明治四年以降の作と考えられる本書の伝来に関係するには、いささか年齢が合わない。

その点大谷遜は、嘉永三年六月に百五十石の家督を相続して松平春嶽の小姓を命ぜられ、安政五年七月春嶽が隠居謹慎の身となるや、その幽居中の小姓頭取を勤め、文久二年四月春嶽が政界に復帰して後は、その上京・滞京中の徒頭を勤めて警固の任に当るなど、春

嶽と関係深い人物である。また、慶応二年十二月御軍事掛りに任せられて御軍張役所勤務となつてからは、福井藩の軍事・軍制の改革整備に従事し、維新後も軍事局掛りに任せられて目付役を兼務し、会津征討に参戦後は、明治二年二月以降藩の軍監に補せられている（『剝札』）。従つて、この大谷遜は、雪江が本書の取扱いを託した大谷某に比定して差し支えなかろう。

さて、右大谷宛の書状は、三つの部分からなつている。第一は、「大谷へ文通」と頭注のある最初の一行で、次の第二の部分の説明として書き添えられたものである。

その第二の部分とは、維新政府の布令に応じて、景岳の弟橋本綱維（通称彦也）が、本書を兄景岳の事歴として提出する場合を想定して、雪江が起案した当局宛副書である。ここには、既に本書が石原甚十郎の作であることが明記されていて、本書の著者を石原に仮託したのが、雪江自身であつたことが知られる。雪江

は、この新政府修史当局宛の案文を大谷に示して、本書の公開を可としたが、第一の部分に「勿論取捨共二賢考ニ委ス」と述べているように、その処置は大谷へ一任したのである。

そして第三の部分は、この書状の本文に当る部分で、本書執筆の事情が最も明瞭に述べられている。はじめに「過日清囁ノ景岳事跡」とあるところを見ると、本書は大谷からの依頼により起筆されたものであった。また、この部分の最後に、「来月五日六日比ニハ出福致度」との一節がある。これは、維新後三國湊近郊の宿浦（現、福井県坂井郡三国町宿）に、煙波楼と名付けた隠居屋敷を設けて閑居していた雪江が、来月五、六日頃福井城下へ出向くつもりであることを知らせたものである。雪江が宿浦に閑居したのは、明治四年五月のこと（「中根家系譜」）、上京等若干の出入りはあるものの、明治十年春まで宿浦に在住し、同年十月三日東京で病歿した。従つて、雪江が本書を著わした

のは、明治四年五月以降、同十年春にかけて、宿浦に於いてであつたと言ふことが出来る。また、文中「九原ノ下ニテ（中略）、半井子傍ヨリコレハ妙ジヤト、アタマヲ撫廻シ候モ目ニ見ルカ如ク」と、明治四年十二月、六十歳で歿した藩医半井仲庵のことを故人として記述し、同六年十二月、敦賀県参事から岐阜県権令に転任した村田氏寿のこと（「未だ福井在住のごとく言及しているから、明治五・六年中の著作と考えてよかろう。」）

大谷から橋本景岳の略伝執筆を依頼された雪江は、「逐々不堪懷旧ノ情、難委棄心緒湧出」、はじめの積りよりかなり長篇とはなつたが、本書を脱稿した。景岳の事跡と心事をありのままに書記すれば、当時の関係者やその遺族の忌憚に触れる事項も少なくなかつたので、最初から「他人の記録体」に筆を進めたが、稿了後、著者を景岳の「無類ノ心友」で、文久三年（一八六三）に病歿した石原期幸に仮託することとし、淨書

本の末尾に「安政己未臘月 愛軒石原期幸記」と付記した。そして、大谷に対し「石原遺稿ニ被帰候上ナラハ、兎モ角モ」、雪江の著述とする時は、「猥ニ他見ハ御用心可被下」旨、依頼したのである。大谷は、そ

うした雪江の注意を守り、本書が雪江の筆録になるものであることを秘し通し、かつ積極的な公開を避けた

から、多数書写されて広く流布することもなかつた。

明治三十五年、鈴木準道が一本を書写した頃には、本書成立の真相を知る人もなく、全く石原期幸の安政六年時の述作と信ぜられるに至つたのである。

橋本景岳と本書の著者中根雪江の関係は、改めて説くまでもない。本書冒頭の

生而穎敏、喜テ読書、為人軀幹稍ク五尺、白哲孱弱、殆ト美婦人ノ如シ、而シテ志氣慷慨沉毅、英果ニシテ、膽略人ニ絶ス、（中略）應答進止老成
人ニ異ナラス、

といった記述ぶりは、景岳の最大の理解者であつた雪江の筆になるだけに、正に迫真の趣がある。本文の末尾に、石原の言に託して

世間炎ニ趨リ勢ニ阿リ、左内等ヲ誹議スル者多キヲ聞ク、余痛憤ニ堪ヘス、黙止ニ忍ヒス、其顛末ヲ略記シ紙上ニ無辜ヲ明ニシテ、筆下ニ逆賊ヲ誅シ、窃ニ同志ニ示シテ、聊抑鬱ノ懷ヲ快シテ

などと見えるのは、言うまでもなく雪江自身の慨嘆である。それは安政六年時点の石原の公憤に仮託してはいるが、維新後の雪江が猶こうした憤りを抱いていたことを示している。また、大谷宛書状の終り近く、「当時朝幕不体裁ヲ極メ、一新セデハ適ハサル運ヒノ時勢ヲ想像スモ、亦之ニ過タルハナシ」と述べているのは、景岳がわが国の「一新セデハ適ハサル」情況下に、何を目的として活動したのかを、前述の「とき痛憤に駆られて叙述したのが、本書執筆の目的であつたことを示している。

本書は、最も早くなつた橋本景岳の伝記である。しかも、以上述べたように、景岳最大の理解者で、共に国事に奔走した中根雪江の著作であり、草稿とは言え、その自筆本である。景岳の生涯を、その誕生より終焉まで、詳細に跡付けたものではないが、松平春嶽を頂点とする中根雪江・橋本景岳等福井藩主脳が、安政期いかなる状勢下に、何を目標に活動したのか、景岳の事跡を中心に、その当時者が公憤をもつて、忌憚のない筆致で記述したものであるから、他書には見られぬ迫力を有している。ことに、本書の写本中、唯一の自筆本であるので、その全体の影印版を収載することとした。

なお、本書の編集は、それぞれ左記の者がこれを担当した。

解説・解説 伴 五十嗣郎(皇學館大學助教授)
写真撮影 西村英之(福井市立郷土歴史博物館学芸員)
装 帧 山下喜代美(右同主事)

福井市立郷土歴史博物館史料叢書五

中根雪江筆 橋本左内事迹

昭和六二年三月発行

発行 福井市立郷土歴史博物館

福井市足羽一丁目八一一六
電話 三五一二八四五番

印刷 河和田屋印刷株式会社

福井市春日三三丁目六二〇
電話 三五一二三三三三三番

